

あいとぴあレインボープラン策定に向けた現状の整理（案）

I 国・東京都の動向

1 国の動向（平成30年度～令和4年度）

年度	
令和3(2021)年度	障害者差別解消法改正法（令和3年6月）
	第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）
令和4(2022)年度	第9期介護保険事業（支援）計画の作成準備について（令和4年7月29日）
	全世代型社会保障構築会議報告書～全世代で支え合い、人口減少・超高齢者社会の課題を克服する～（令和4年12月16日）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）
	介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）
	生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）（令和4年12月20日）
	孤独・孤立対策の重点計画（令和4年12月26日改定 孤独・孤立対策推進会議決定）
	障害者基本計画（第5次）（令和5年3月）

(1) 全世代型社会保障構築会議報告書について

ア 目指すべき社会の将来方向

- 1 「少子化・人口減少」の流れを変える
- 2 これからも続く「超高齢化社会」に備える
- 3 「地域の支え合い」を強める

(ア)「少子化・人口減少」の流れを変える

【取組内容】

- ①こどもを生み育てたいという個人の希望を叶えること。
- ②子育て・若者世代への支援を急速かつ強力に整備すること。(緊急)

(イ) これからも続く「超高齢化社会」に備える

【取組内容】

- ①働き方に中立的な社会保障制度を構築し、女性や高齢者を含め、経済社会の支え手となる労働力を確保すること。
- ②社会保障を能力に応じて皆で支える仕組みを構築し、医療・介護・福祉等のニーズの変化に的確に対応すること。

(ウ)「地域の支え合い」を強める

人々が地域社会との中で安心して生活できる社会の構築すること。(独居者の増加、就職氷河期世代の高齢化、孤独・孤立の深刻化等を見据え)

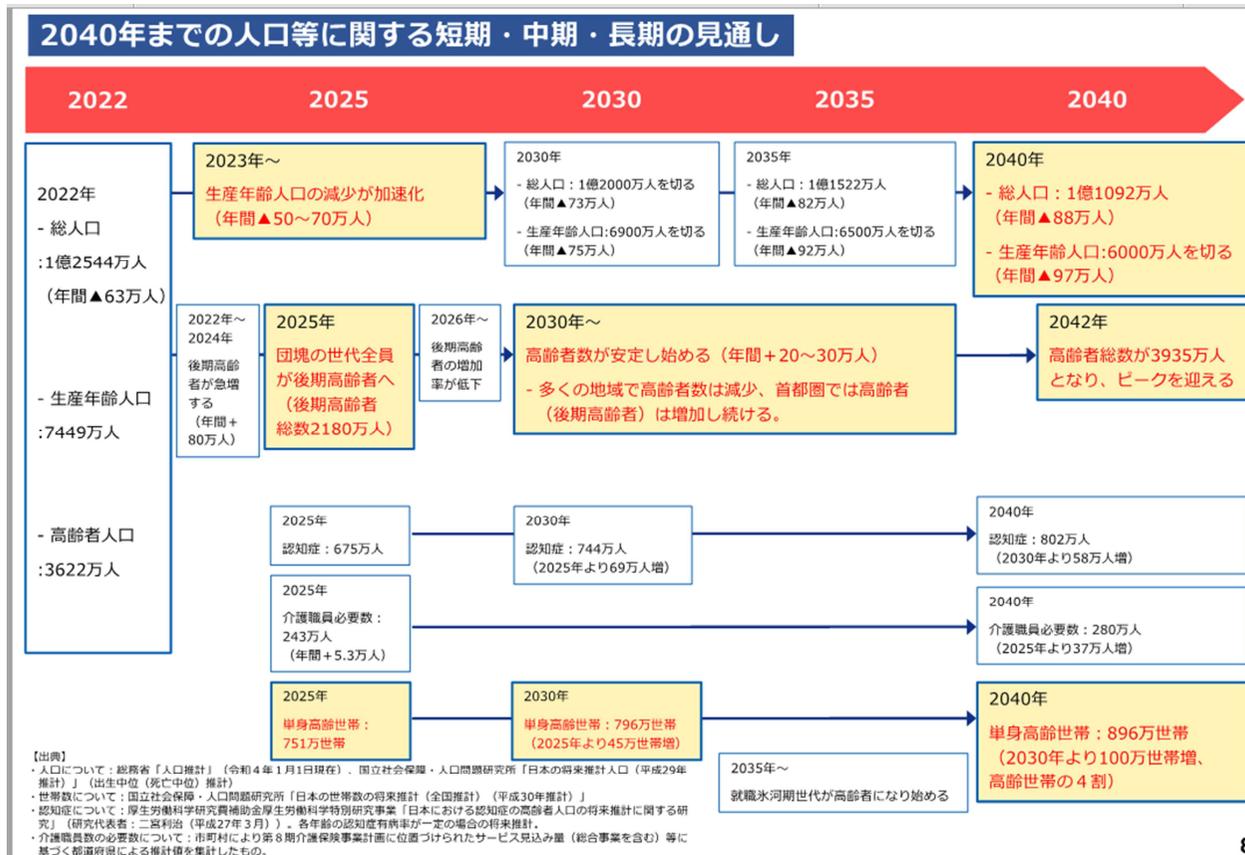
イ 全世代型社会保障の基本理念

- | | |
|-------------------------|---|
| ①「将来世代」の安心を保障する | ・「全世代」は、これから生まれる「将来世代」も含む。彼らの安心のためにも、負担を先送りせず、同時に、給付の不断の見直しが必要 |
| ②能力に応じて、全世代が支え合う | ・年齢に関わらず、全ての国民が、能力に応じて負担し、支え合うことで人生のステージに応じ、必要な保障の提供を目指す。 |
| ③個人の幸福とともに、社会全体を幸福にする | ・社会保障は、リスク等に社会全体で備え、個人の幸福増進を図るとともに、健康寿命の延伸等により社会全体も幸福にする。 |
| ④制度を支える人材やサービス提供体制を重視する | ・人材確保・育成や働き方改革、処遇改善、生産性向上、業務効率化に加え、医療・介護ニーズ等を踏まえたサービス提供体制の構築が必要 |
| ⑤社会保障のDXに積極的に取り組む | ・社会保障給付事務の効率化、新サービスの創造等のため、社会保障全体におけるデジタル技術の積極的な活用を図ることが重要 |

ウ 全世代型社会保障の構築に向けての取組

(ア) 時間軸の視点

以下の時間軸の視点を持って取組を進めていくことが重要



(イ) 地域軸の指定

社会保障ニーズや活用可能資源の地域的差異を考慮し、地域に応じた解決の手法や仕組みを考案することが重要

エ 各分野における改革の方向性

1. こども・子育て支援の充実	2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築	3. 医療・介護制度の改革	4. 「地域共生社会」の実現
(1)基本的方向			
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の危機的な状況から脱却するための更なる対策が必要 ・社会全体でこども・子育てを支援する観点から、妊娠・出産・子育てを通じた切れ目ない包括的支援を早期に構築すべき ・0～2歳児に焦点を当てた支援の早期構築後には、幅広い年齢層の子育て世帯に対する経済的支援の充実を検討する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような働き方をしてもセーフティネットが確保され、誰もが安心して希望どおりに働くことができる社会保障制度等の構築が求められている。 ・労働市場、雇用の在り方について不断の見直しが重要であり、非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決や、希望すれば誰もが主体的に成長分野などの企業へ円滑に移動できるような環境整備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担能力に応じて、全ての世代で、増加する医療費を公平に支え合う仕組みを早急に構築する必要がある。 ・限りある資源を有効に活用しながら、地域における医療・介護ニーズの増大に的確に対応する。医療の機能分化と連携の更なる推進、医療・介護人材の確保等に力を注ぐ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後更なる増加が見込まれる独居高齢者等を住まいの確保を含め、社会全体でどのように支えていくかが大きな課題 ・制度・分野や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を越えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会の実現が必要→各種社会保障サービスの担い手や幅広い関係者の連携の下、地域全体で、一人ひとりに寄り添い、伴走支援するという視点が重要

1. こども・子育て支援の充実	2. 働き方に中立的な社会保障制度等の構築	3. 医療・介護制度の改革	4. 「地域共生社会」の実現
(2)取り組むべき課題			
<p>①全ての妊産婦・子育て世帯支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠時から寄り添う「伴走型相談支援」と経済的支援の充実（0～2歳児の支援拡充）☆☆ ・全ての希望者が、産前・産後ケアや一時預かりなどを利用できる環境の整備★ ・出産育児一時金の引上げ（42万円→50万円）と出産費用の見える化（後期高齢者医療制度が費用の一部を支援する仕組みの導入を含む）☆ ・不妊治療等に関する支援★ <p>②仕事と子育ての両立支援（「仕事か、子育てか」の二者択一を迫られている状況の</p>	<p>①勤労者皆保険の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃 ・個人事業所の非適用業種の解消 ・週労働時間 20 時間未満の短時間労働者への適用拡大 ・フリーランス・ギグワーカー¹について、被用者性の捉え方などの検討を深め、より幅広い社会保険の在り方を検討する ・被用者保険の適用拡大を進めるにあたってはデジタル技術の活用による環境整備が 	<p>①医療保険制度・後期高齢者医療制度の保険料負担の在り方の見直し（後期高齢者の保険料負担と現役世代の支援金について、一人当たりの伸び率が均衡するよう見直し。高齢者の保険料負担については低所得層に配慮しつつ、賦課限度額、所得割率を引上げ）☆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険者間の格差是正（健保組合への更なる支援を行いつつ、前期高齢者の財政調整に部分的に「報酬水準に応じた調整」を導入）☆ ・引き続き、給付の在り方、給付と負担のバランスを含めた不断の見直し。また、都道 	<p>①一人ひとりに寄り添う支援とつながりの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重層的支援体制の整備☆ ・ソーシャルワーカー等の確保・育成☆ ・多様な主体による地域づくりの推進☆ ・孤独・孤立対策の推進☆ ・地域共生社会の実現に向けた社会保障教育の推進☆ <p>②住まいの確保</p> <p>○住まい政策を社会保障の重要な課題と位置付け、必要な施策を本格的に展開すべき。その際、支援対象のニーズや既存制度の関係の整理も含めて議論を深め、必要な制度的対応を検討すべき。</p>

¹ ギグワーカー（Gig worler）とは、インターネット経由で単発の仕事を請け負う労働者のこと。

<p>是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業後において切れ目なく保育を利用でき、また、円滑に職場復帰できるよう、予め保育の枠を確保できる入所予約システムの構築★ ・子育て期の長時間労働の是正、柔軟な働き方の促進★ ・育児休業取得の一層の促進と時短勤務を選択する際の給付の創設★・非正規雇用労働者の処遇改善、雇用のセーフティネットや育児休業給付の対象外となっている短時間労働者への更なる支援★ ・自営業者やフリーランス・ギグワーカー等の育児休業給付の対象外である方々への育児期間中の給付の創設★ <p>※☆：足元の課題 ※★：令和5年、早急に具体化を進めるべき項目</p>	<p>重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の就労の制約と指摘される制度等を働き方に中立的なものにしていくことが重要 ・被用者保険適用拡大の更なる推進に向けた環境整備・広報の充実 <p>②労働市場や雇用の在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非正規雇用労働者を取り巻く課題の解決（「同一労働同一賃金」の履行確保と効果検証・必要な見直し、有期雇用労働者の「無期転換ルール」の実効性確保、キャリアアップ支援、「多様な正社員」の拡充、取組状況の開示等の企業の取組の促進策）★ ・労働移動の円滑化（リスクリ <p>ング²、キャリアサポート、職</p>	<p>府県の役割について検討を深めていく必要。</p> <p>②医療提供体制・サービス提供体制の改革に向けた主な課題（都道府県の責務の明確化等による地域医療構想の推進、医療法人の経営情報のデータベースの構築などの医療法人改革等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医機能が発揮される制度整備（今後の高齢者人口の更なる増加と人口減少を見据え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備は不可欠であり、早急な実現を目指す。その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要がある。）☆ <p>③介護・地域包括ケアシステムの深化・推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ソフト面での支援の強化（住宅の提供と見守り・相談支援の提供をあわせて実施）</u> ・入居者だけではなく、「大家の安心」という視点も含めて、入居後の支援について一体的に検討する必要がある。 ※☆：令和5年度、実施・推進すべき項目
---	---	--	--

	<p>業・職場情報の見える化などの継続的な推進及び「労働移動円滑化に向けた指針」の策定、取組状況の開示等の企業取組の促進策) ★</p> <p>※★：速やかに検討・実施すべき事項</p>	<p>・次の計画期間に向けた改革</p> <ul style="list-style-type: none"> －介護現場の生産性向上と働く環境の改善★ －介護保険の持続可能性の確保のため、「骨太の方針2022」等で指摘された課題について来年度の「骨太の方針」に向けて検討★ <p>④医療・介護分野等におけるDXの推進★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護分野の関連データの積極的な利活用の推進 ・医療DXの実装化 <p>※☆：足元の課題</p> <p>※★：令和5年、早急に具体化を進めるべき項目</p>	
--	---	--	--

²リスキリング (Reskilling) とは、新しい職業に就くために、又は今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する、又は獲得させること。

(2) 孤立・孤独対策について

ア 令和3（2021）年調査結果

(ア) 孤独感が「しばしばある・常にある」の回答等の割合は、20～30歳代が多い。**(市調査では、40歳代が多い。)**

(イ) 孤立については、社会的交流について「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」人の割合が11.2% **(市調査5.6%)**

(ウ) 社会参加について「特に参加していない」人の割合が53.2% **(市調査では、問16①～⑧で全て肢3又は4の方の割合)**

(エ) 現在の孤独感に至る前に経験した出来事

- ・人間関係による重大なトラブル（いじめ、ハラスメント等を含む。）、生活困窮・貧困、心身の重大なトラブル（病気・怪我等）
- ・一人暮らし、転校・転職・離職・退職、失業・休業・退学・休学(中退・不登校を含む。)
- ・家族間の重大なトラブル（家庭内別居・DV・虐待を含む。)
- ・金銭による重大なトラブル

(オ) 支援を受けない理由

- ・孤独で支援を求めている一定数の人は、支援の受け方が分からない **(市調査32.6%)**、受けたいけど我慢する **(市調査16.3%)**、手間が面倒 **(市調査14.0%)** という理由で支援を受けていない。

(カ) 相談相手

- ・男性に孤立の傾向。(男性が12.1%、女性が5.0%、相談する相手がいない。)
- ・中年層に孤立の傾向(30歳代～50歳代で相談相手のいない人が多い。)
- ・世帯年収100万円未満、100～199万円の人 **(市調査も同様)** や、仕事をしていない(休職中)の人 **(市調査でも同様)**、派遣社員・嘱託の人 **(市調査では正規職員・パート・アルバイト)** に、孤立の傾向
- ・相談相手に「友人・知人」を挙げる人は、若年時が多く、中年にさしかかるにつれて緩やかに減少**(市調査も同様)**、女性より男性の方が友人・知人のネットワークが薄い。
- ・「町会・自治会・近所の人」を60歳以降が挙げるが、80歳代でも12～13%で地域とのつながりはあまり活用されていない。**(市調査では「近所の人」が全体で4.0%、年齢別で最も高いのが30歳代で5.1%)**
- ・相談相手のいない人の孤立感は高い。相談先を一つでも持てば孤独感はかなり改善される。

イ 孤独・孤立対策の重点計画

(ア) 現状

- a 職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少
→「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化
- b 新型コロナ感染拡大後、交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等
→社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化
- c 単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念

(イ) 基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応	(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進	(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進
<p>○孤独・孤立は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの ・当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの ・当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない問題・心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念 <p>○孤独・孤立の一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体として捉え、多様なアプローチや手</p>	<p>○孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様。当事者のニーズ等も多様</p> <p>○まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進</p>	<p>○当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながる形で人と人との「つながり」を実感できることが重要。このことは孤独・孤立の問題の解消にとどまらず、ウェルビーイングの向上や社会関係資本の充実にも資するとの考え方で施策を推進日常生活の場である地域など社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、すべての人のために、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す</p>

<p>法により対応</p> <p>○当事者等が「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む</p> <p>○孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が必要「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む</p>		<p>○地域によって社会資源の違いがある中で、実態調査結果を活用して、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実</p> <p>○行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる対策推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との連携・協働により施策を展開</p>
---	--	---

(ウ) 基本方針

<p>(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする</p>	<p>(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる</p>	<p>(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、<u>人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う</u></p>	<p>(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、<u>官・民・NPO等の連携を強化する</u></p>
<p>①孤独・孤立の実態把握・孤独・孤立の実態把握</p> <p>②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信</p> <p>③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備</p> <p>・「支援を求める声を上げること</p>	<p>①相談支援体制の整備</p> <p>・包括的な相談支援（各種相談支援制度等の連携）、多角的な相談支援（24時間対応の相談等）、発展的な相談支援（多様な人が関わり専門職も強みを発揮）を推進</p> <p>・一元的な相談支援体制、相談と</p>	<p>①居場所の確保・日常の様々な分野における<u>緩やかな「つながり」を築けるような多様な各種の「居場所」づくりや「居場所」の「見える化」、市民の自主的な活動やボランティア活動を推進</u></p> <p>②アウトリーチ型支援体制の構</p>	<p>①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援</p> <p>②NPO等との対話の推進</p> <p>③連携の基盤となるプラットフォームの形成・全国的なプラットフォームの活動を促進・地方のプラットフォームの形成に向けた環境整備（「水平型連携」</p>

<p>は良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報・普及啓発、制度の検証、幼少期からの「共に生きる力」を育む教育や豊かな人間関係づくり、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備を推進</p>	<p>支援をつなぐ体制の本格実施に向けた環境整備に取り組</p> <p>②人材育成等の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤独・孤立に係る相談支援に当たる人材の確保、育成及び資質の向上、相談支援に当たる人材への支援を推進 	<p>築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等 ・いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信④地域における包括的支援体制の推進 ・地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制・小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり、地域の関係者が孤独・孤立について理解を深めるための環境整備 	<p>を目指す)・官・民の取組の裾野を広げ、連携に参画する民の主体の多元化を図る・民間企業が事業活動を通じて孤独・孤立対策の取組を行う形で連携に参画を推進</p> <p>④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備</p>
---	--	---	---

f 再犯防止（厚生労働省・法務省・警察庁・市関連施策のみ）

施策（基本方針 No.）	現状	課題	目標	対策
民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等（（3）①（4）①）	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司等の活動拠点として、令和元年度末までに各保護司会に更生保護サポートセンター（全国 886 か所）を設置している。 ・保護司活動の充実及び負担軽減のため、毎月の報告書の作成・提出や研さん資料の閲覧のための保護司専用 HP の開発・運用や、保護司が使用することができるタブレット端末の配布など、保護司活動のデジタル化を推進している。 ・地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体である更生保護女性会や、非行少年など様々な立場の少年の立ち直りや健全育成を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司の活動環境を充実させる必要がある。 ・保護司活動のデジタル化の更なる推進が必要である。 ・更生保護女性会や BBS 会の活動を更に促進する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護司活動に対する認知度の向上や地方公共団体との連携の強化により、保護司適任者や保護司の活動場所を確保する。 ・保護司活動のデジタル化により活動の充実強化及び保護司の負担軽減を図る。 ・更生保護女性会や BBS 会の活動の充実強化及び担い手の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・（更生保護サポートセンター）更生保護サポートセンターは、保護司が駐在し、様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直りや、安全・安心な地域を支える更生保護ボランティアの活動拠点であり、同センターを有効活用していく。 ・（保護司の面接場所の拡充）保護司が、自宅以外で面接することのできる場所を確保できるよう、地方公共団体等に協力を求めていく。 ・（保護司専用 HP）保護司が保護観察所に提出する報告書の作成・提出を含め、保護司活動の一部をウェブ上で行うことができる保護司専用 HP の開発を更に進める。

する青年ボランティア団体であるBBS会(Big Brothers and Sisters Movement)に対する研修の充実や、広報等必要な支援を行っている。

- ・(保護司等の認知度向上) 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国運動である社会を明るくする運動における広報活動を充実させるなど、保護司等の認知度を向上させ、更生保護に対する国民の理解・協力を求める方策について検討していく。
- ・(更生保護女性会やBBS会の活動に対する支援) 更生保護女性会やBBS会が、犯罪や非行をした者の改善更生の支援を始め、地域の犯罪予防等に関する幅広い活動を継続的に行うことができるよう、必要な支援に努める。

医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化 ((1) ③ (3) ①

保護観察対象者等のうち、薬物依存を有する者又は性犯罪をした者等に対し、プログラムの実施や医療・福祉機関、民

医療・福祉機関、民間支援団体等との連携体制が必ずしも十分ではないことが課題である。

- ・出所受刑者の2年以内再入率を低下させる。
- ・医療・福祉機関、民間支援団体等による治療・支援を受

保護観察対象者等のうち、薬物依存を有する者、又は性犯罪をした者等に対し、保護観察官を増配置するなど

間支援団体等による治療・支援につながるよう働き掛けることにより、社会で孤立せず必要な支援等を受けることができるよう取り組んでいる。
(令和2年出所者の2年以内再入率：15.1%)

けた保護観察対象者等の割合を増加させる。

して、プログラムを着実に実施するほか、医療・福祉機関、民間支援団体等による治療・支援につながるための働き掛けを強化する。
・保護観察対象者等の特性に応じ、矯正施設在所中から医療・福祉機関等による治療・支援につながるための働き掛けを強化する。

医療観察対象者の社会復帰を促進するための地域処遇等の充実強化((1)③(3)④)

保護観察所が、医療観察対象者の生活環境の調査、生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに、地域社会における処遇に携わる関係機関による会議(ケア会議)を通して関係機関相互間の連携の確保等を行うことで、医療観察対象者の社会復帰の促進を図っている。なお、保護観察所の取組によって社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の

医療観察対象者は、精神障害を有していることに加えて、重大な他害行為を行ったという二重のハンディキャップを背負っている者であり、地域における受入れ先及び住居確保が容易ではないことから、引き続き、本制度に関する普及啓発を行うなどして対象者の受入れ等の促進を図る必要がある。また、医療観察対象者の中には重複障害がある者や自殺リスクの高い者など処遇

・社会復帰を実現したと評価できる医療観察対象者の割合を増加させる。
・地域社会における処遇に携わる関係機関による会議(ケア会議)の開催回数を増加させる。

社会復帰調整官の処遇能力向上及び増配置に加え、地域の医療・福祉関係者を始めとする地域社会に対する本制度の普及啓発、関係機関との連携の確保のための体制整備等を行う。

割合（精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合）は、令和3年度において、26.1%であった。

困難な事例も少なくないことから、社会復帰調整官の処遇能力向上や増配置などの人的体制の充実のほか、関係機関との協力体制の整備等を図る必要がある。

非行少年を生まない社会づくり

少年の規範意識の向上と少年を取り巻く地域社会とのきずなの強化を図るため、都道府県警察の少年サポートセンターの少年補導職員等を中心に、問題を抱えた少年に対する継続的な助言や少年警察ボランティア等と協働した支援活動等を通じて、再非行防止対策を推進するとともに、地域に対する情報発信、少年警察ボランティア等の協力による街頭補導、非行防止教室の開催等の取組を推進し、少年を見守る社会気運の向上を図るなど、「非行少年を生まない

各種活動等への参加の促進や修学・就労等に関する支援の実施を通じ、個々の少年のニーズに応じた支援の更なる充実を図る必要がある。

社会奉仕体験活動等への参加の促進や修学・就労等に関する支援等の、個々の少年のニーズに応じた支援活動をより充実させ、当該少年の孤独・孤立の防止にも寄与する。

- ・全国の少年の支援を担当する警察職員に対し、専門的な知識を習得させるための教育・研修を実施し、カウンセリング技術や問題解決能力の向上を図る。
- ・継続的に少年及び保護者と連絡をとり、相談への助言等を実施していくほか、大学生ボランティアをはじめ、少年警察ボランティア等と協働し、修学・就労に向けた支援、社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動を実施する。

社会づくり」を推進している。
この取組の一環として、社会奉仕体験活動や農業体験活動等の生産活動、スポーツ活動等への参加の促進や、修学・就労等に関する支援を図っているところ、こうした体験等を通じて少年に周囲の人々との絆を実感させることは、その孤独・孤立の抑止にもつながるものである。

刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保((3)①(4)①)

・(就労) 刑務所出所者等の社会復帰のため、就労支援のノウハウ等を有する民間団体に委託して、協力雇用主へのマッチングや雇用後の支援を行う「更生保護就労支援事業」を全国 25 庁で実施している。また、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な指導や助言を行う協力雇用主に対し、奨励金を支給する「刑務所出所者

・(就労) 全国に 50 庁ある保護観察所のうち、「更生保護就労支援事業」を実施している庁が 25 庁に限られているところ、同事業の充実を図る必要がある。また、刑務所出所者等のうち就労や職場定着が特に困難な者に対して、よりきめ細かな指導や助言が必要である。
・(住居・相談先) 刑務所出所後の行き場所のない満期釈

出所受刑者の 2 年以内再入率を低下させる。
・(就労) 更生保護就労支援事業、刑務所出所者等就労奨励金を充実することにより就労及び職場定着に向けた支援の強化を図る。
・(住居・相談先) ①老朽化した更生保護施設の改築、専門職員の配置など更生保護施設及び自立準備ホームの受入れ及び処遇機能の強化

・(就労) ①就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所との連携により、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を実施している更生保護就労支援事業について、実

等就労奨励金支給制度」を実施している。

- ・(住居・相談先) 民間法人が設置・運営する更生保護施設(全国103施設)において、刑務所出所者等のうち住居がない、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい者を受け入れ、宿泊場所や食事を提供するほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を実施している(年間約7,500人を保護)。

全国の更生保護施設のうち指定された更生保護施設には、福祉職員・薬物専門職員を配置(福祉職員は全国77施設、薬物専門職員は全国25施設に配置)し、高齢・障害者や薬物事犯者等に対する専門的な処遇を実施しているほか、更生保護

放者が2,844人(令和3年)存在するなど、刑務所出所者等は地域社会において孤立していることから、これらの者の居場所(住居)や相談先を確保するため、更生保護施設及び自立準備ホームの受入れ及び処遇機能の充実強化、地域における支援ネットワークの充実のための連携体制の構築、必要な保護観察官の増配置に取り組む必要がある。

を図る。②地域における支援ネットワークを充実させることで、刑務所出所者等の相談先等を増加させる。

施庁の拡大を図るとともに、事業の安定性・継続性を確保するための方策について検討していく。②刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給している刑務所出所者等就労奨励金制度について、さらに効率的な運用ができるよう刑務所出所者等の特性に応じた制度の見直しについて検討していく。

- ・(住居・相談先) ①更生保護施設が入所者等の特性に応じた多様かつ専門的な処遇を実施するため、処遇の内容・負担等に応じた委託費の支弁、専門職員の配置による体制整備を検討するなど、更生保護施設による受入れ・処遇機能の充実強化を図る。②更生保護施設職

施設退所後も継続的な支援を行うための訪問支援も実施（全国8施設）している。

また、自立準備ホーム（全国473事業者）として、あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等の民間法人・団体等が有する空き部屋等を活用し、行き場所のない刑務所出所者等に宿泊場所と自立に向けた生活支援を一体的に提供している（年間約1,700人を保護）。

員が更生保護施設退所者等の居所を訪問するなどして継続的な相談支援等を行うアウトリーチ型の支援である「訪問支援事業」を充実するなど、援助希求能力が低い者に対する地域社会における”息の長い”支援の実施体制の強化を図る。③更生保護施設職員に対する研修の充実、老朽化した更生保護施設の計画的・安定的な全面改築の実施など、更生保護施設が求められる機能・役割を十全に果たすために必要な支援の充実を図る。④自立準備ホームへの委託の在り方を検討するなど、その活動を支援し、行き場所のない刑務所出所者等の受入れを促進する。⑤満期釈放者等に対する息の長い支援を実現するため、相談

				支援等を行う地域ネットワークの構築の在り方について検討していく。⑥必要な保護観察官の増配置を行う。
刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施（（3）①）	受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施している。（令和2年出所者の2年以内再入率：15.1%）	関係機関等と連携し、受刑者等が矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整の取組の充実に努める必要がある。	・出所受刑者の2年以内再入率を低下させる。 ・福祉的支援等を充実させる。	受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の福祉的支援につなげる取組を実施する。
地方公共団体における再犯防止の取組の推進（（3）④）	高齢、障害、生活困窮等の様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等については、社会で孤立しやすく、その再犯を防止するためには、刑事司法手続終了後も継続する「息の長い」支援が重要であり、地方公	・地方公共団体が再犯防止の取組を進めるためには、再犯防止に関する知見やノウハウを得るとともに、取組の実施に向けた体制の整備などが必要不可欠であるが、これらを独自に実施可	・（長期的目標）地域における再犯防止の取組の定着・促進 ・（短期的目標）地方再犯防止推進計画の策定促進（計画策定数：対前年度比1割以上増）	法務省において、引き続き再犯防止の先進的な取組事例の共有を図るほか、地方公共団体のニーズを収集した上で、それを踏まえた支援を充実させる等、地方公共団体における再犯防止の取組を促進

共同体や民間団体等と刑事司法関係機関の分野を越えた連携が必要とされている。

この点、平成 28 年に成立・施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、再犯防止施策を講ずることとされているところ。

法務省においては、地域における再犯防止施策を促進するため、これまで「地域再犯防止推進モデル事業」の実施、同事業を通じて得られた好事例等を共有するための協議会の開催、地方公共団体による再犯防止推進計画策定の参考となる資料の提供等の取組を進めている。

能な団体は未だ一部に限られており、引き続き地方公共団体における取組を促進するため、そのニーズを踏まえた支援を行うことが求められている。

・地方再犯防止推進計画の策定も徐々に進んでいるものの、その進捗管理や見直し等といったフォローアップが適切に行われる必要がある。

少年鑑別所（法務少年支援センター）による地域相談活動（（3）④）

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、全国 52 箇所において、関係機関・団体と

問題を抱える本人やその家族等に対する相談活動・心理的援助などのうち、孤独・孤立に

地域の関係機関等との連携体制の強化に加えて、利用しやすさや、周知広報のための取

悩みや問題を抱える本人やその家族等、その支援を行う機関・団体等に対して、適時に利

	<p>連携を図りながら、地域における再犯・再非行の防止や、非行の未然防止、健全育成を目的に、個人や関係機関等からの依頼に応じて、カウンセリング・心理相談、発達・性格等の調査等の専門的支援を行っている。令和3（2021）年は、13,613件の相談等に対応した。</p>	<p>関する問題は、必要な支援が複数の領域にまたがったり、当事者からの援助希求が低かったりしがちであることから、適時の支援が難しい場合がある。</p>	<p>組の一層の積極化を図る。</p>	<p>用しやすい支援を提供するため、令和4年度現在14箇所に整備しているWeb面談システムを全ての少年鑑別所に拡大整備して活用するとともに、より利用しやすい環境の整備と、制度の周知広報のための取組を積極化する。</p>
<p>高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活への定着等の促進（（3）④）</p>	<p>・各都道府県が実施主体となっている地域生活定着支援センターが、高齢又は障害のある被疑者・被告人の福祉サービスの利用調整、釈放後の継続的な援助等や、帰住先がない高齢又は障害のある矯正施設入所者の退所後の帰住先の確保、福祉サービスの利用調整、退所後の継続的な援助等を行うことで、その社会復帰及び地域生活への定着を促進</p>	<p>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の孤独・孤立の防止等のため、関係機関との連携の更なる充実強化や地域生活定着支援センターの実施体制の確保、地域生活定着支援センターによる効果的な支援等を継続的に実施することが必要である。</p>	<p>・（長期の目標）矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行うフォローアップ業務終了事由の再犯等の者の人数を、矯正施設入所者の帰住地調整等を行うコーディネート業務により受入先に帰住した者の人数で除した、直近の2年平均の値を、令和5年度は24.2%以下とする。</p> <p>・（短期の目標）矯正施設退所者を受け入れた施設等への</p>	<p>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、各都道府県が実施主体となっている地域生活定着支援センターが関係機関と連携・協働し、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、地域共生社会の実現を図るとともに、その結果として再犯を</p>

し、地域共生社会の実現を図るとともに、その結果として再犯を防止し、帰住先がなく、必要な福祉サービスを利用できないことなどによって孤独・孤立状態となることを防止している。

- ・地域に暮らす矯正施設退所者等に対する福祉サービスの利用等に関する相談支援、支援ネットワークの構築、各種研修や普及啓発活動も行っている。

助言等を行うフォローアップ業務の終了者数を、矯正施設入所者の帰住地調整等を行うコーディネート業務により受入先に帰住した者の人数で除した、直近の3年平均の値を、令和4年度は85.7%以上とする。防止する取組を推進する。

2 東京都の動向

(1) 第2期東京都地域福祉支援計画（令和3年度～令和8年度）

ア 計画の目指す姿

「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進する。

イ 3つの理念

(ア) 誰もが、所属や世代を超え、地域でともに参加・協働し、互いに支え、支えられながら生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京

(イ) 地域の課題について、身近な地域において包括的に相談出来、解決に向けてつながらることができる東京

(ウ) 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を生かし、地域づくりに参画することができる東京

ウ 地域福祉推進のための施策の方向性

(ア) 【テーマ①】地域での包括的な支援体制づくりのために

- ◆包括的な相談・支援体制の構築
- ◆地域住民等と行政の協働による地域生活課題の解決体制の構築
- ◆住民参加を促す身近な地域の居場所づくり
- ◆地域住民等による地域の多様な活動の推進
- ◆対象を限定しない福祉サービスの提

(イ) 【テーマ②】誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるために

- ◆住宅確保要配慮者への支援
- ◆生活困窮者への総合的な支援体制の整備
- ◆多様な地域生活課題への対応
- ◆権利擁護の推進
- ◆災害時要配慮者対策の推進

(ウ) 【テーマ③】地域福祉を支える基盤を強化するために

- ◆民生委員・児童委員の活動への支援
- ◆福祉人材の確保・定着・育成
- ◆福祉サービスの質の向上

エ 改定の主なポイント

- ▶前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響 など）
- ▶顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー、ひきこもり状態にある方 など）

(2) 東京都高齢者保健福祉計画（令和3年度～令和5年度）

ア 理念

地域で支え合いながら、高齢者がいきいきと心豊かに、住み慣れた地域で安心して暮ら

し続けることができる東京の実現

イ 重点分野

- (ア) 介護予防・フレイル予防と社会参加の推進
- (イ) 介護サービス基盤の整備と円滑・適正な制度運営
- (ウ) 介護人材対策の推進
- (エ) 高齢者の住まいの確保と福祉のまちづくりの推進
- (オ) 地域生活を支える取組の推進
- (カ) 在宅療養の推進
- (キ) 認知症施策の総合的な推進

ウ 重点分野を下支えする取組

保険者機能強化と地域包括ケアシステムのマネジメント

(3) 東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）

ア 基本理念

- (ア) 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現
- (イ) 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現
- (ウ) 障害者がいきいきと働ける社会の実現

イ 施策目標

(ア) 共生社会実現に向けた取組の推進

障害者差別の解消を推進する取組や、障害及び障害者への理解促進と心のバリアフリーの推進とともに、情報バリアフリーの推進、障害者のスポーツ・文化芸術活動や生涯学習・地域活動等への参加を推進し、全ての都民が共に暮らす共生社会の実現を目指します。

(イ) 地域における自立生活を支える仕組みづくり

入所施設・精神科病院から地域生活への移行を促進するとともに、地域生活基盤と相談支援体制を整備すること等により、障害者が地域で安心して自立生活を送れるようにします。

(ウ) 社会で生きる力を高める支援の充実

障害特性や成長段階に応じた適切な支援を提供するとともに、特別支援教育の充実を図ること等により、障害児が社会的自立を図ることのできる力を高めていきます。

(エ) いきいきと働ける社会の実現

障害者の企業等への一般就労と職場定着を支援するとともに、福祉施設の受注拡大と工賃向上を図ること等により、障害者がいきいきと働ける社会の実現を目指します。

(オ) サービスを担う人材の養成・確保

障害者が身近な地域でサービスを利用できる体制整備とサービスの質の向上を図るために、人材の確保・育成・定着を進めます。

Ⅱ 統計からみる現状

1 人口と世帯の状況

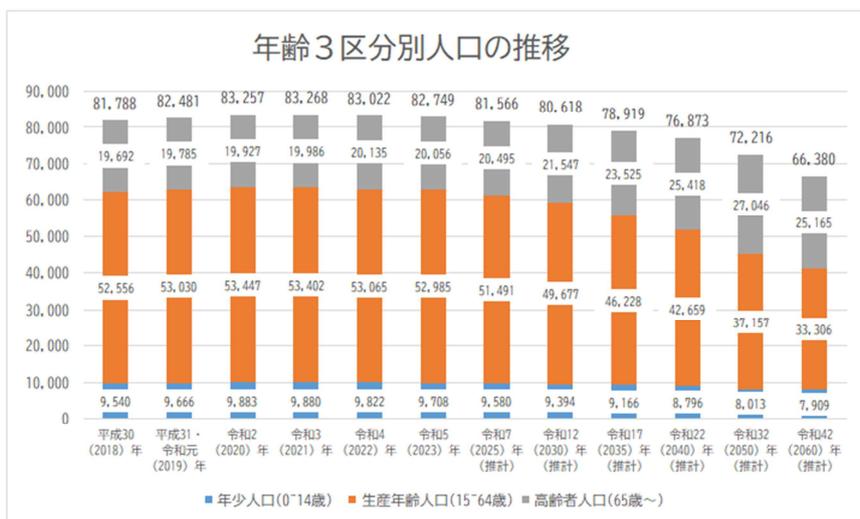
(1) 人口

ア 年齢3区分別の人口

(ア) 狛江市の人口は、令和3年の83,268人をピークに減少傾向となっており、今後も減少することが見込まれます。

3区分別人口を見ると、年少人口及び生産年齢人口は、令和2年をピークに減少に転じ、令和22(2040)年の生産年齢人口は、令和5(2023)年から約1万人減少することが推計されます。

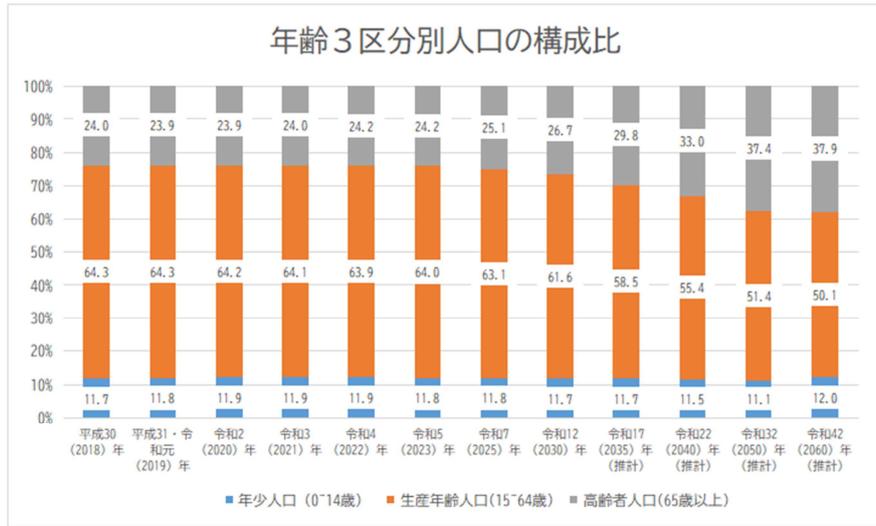
高齢者人口は令和5年は減少したものの、令和32(2050)年まで増加するもの推計されます。



※令和7(2025)年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン(平成28年2月)」シミュレーションB(各年1月1日現在)

出典：令和5(2023)年までは、「狛江市住民基本台帳」(各年1月1日現在)

(イ) 年齢3区分別人口の構成比の推移を見ると、生産年齢人口の割合が減少傾向となっており、高齢化率は令和42(2060)年まで今後増加し続ける一方で、生産年齢人口比率は減少し続け、令和42(2060)年には約50%まで減少すると推計されます。

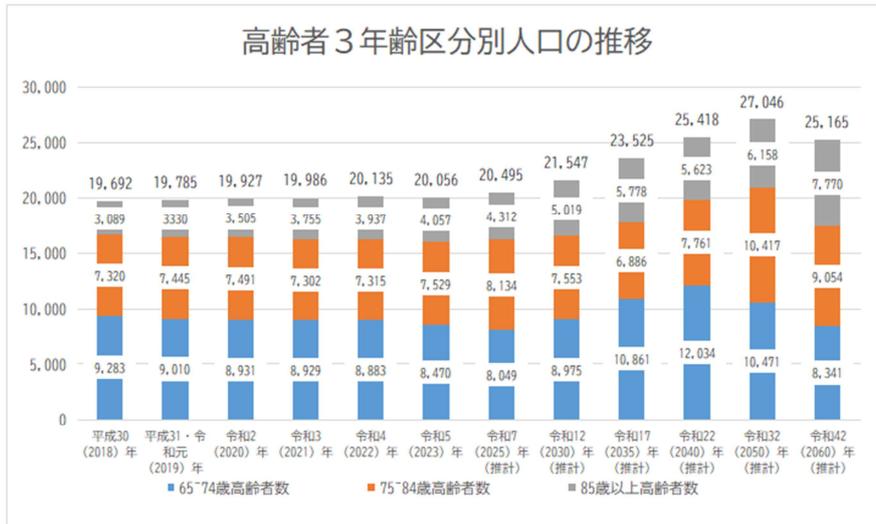


※令和7(2025)年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン(平成28年2月)」シミュレーションB(各年1月1日現在)

出典: 令和5(2023)年までは、「狛江市住民基本台帳」(各年1月1日現在)

イ 高齢者3年齢区分別人口

高齢者のうち前期高齢者の人口は令和22(2040)年まで、後期高齢者のうち75~84歳までの人口は令和32(2050)年まで、85歳以上の人口は令和42(2060)年まで増加し続けると推計されます。



※令和7(2025)年以降の人口推計は「狛江市人口ビジョン(平成28年2月)」シミュレーションB(各年1月1日現在)

出典: 令和5(2023)年までは、「狛江市住民基本台帳」(各年1月1日現在)

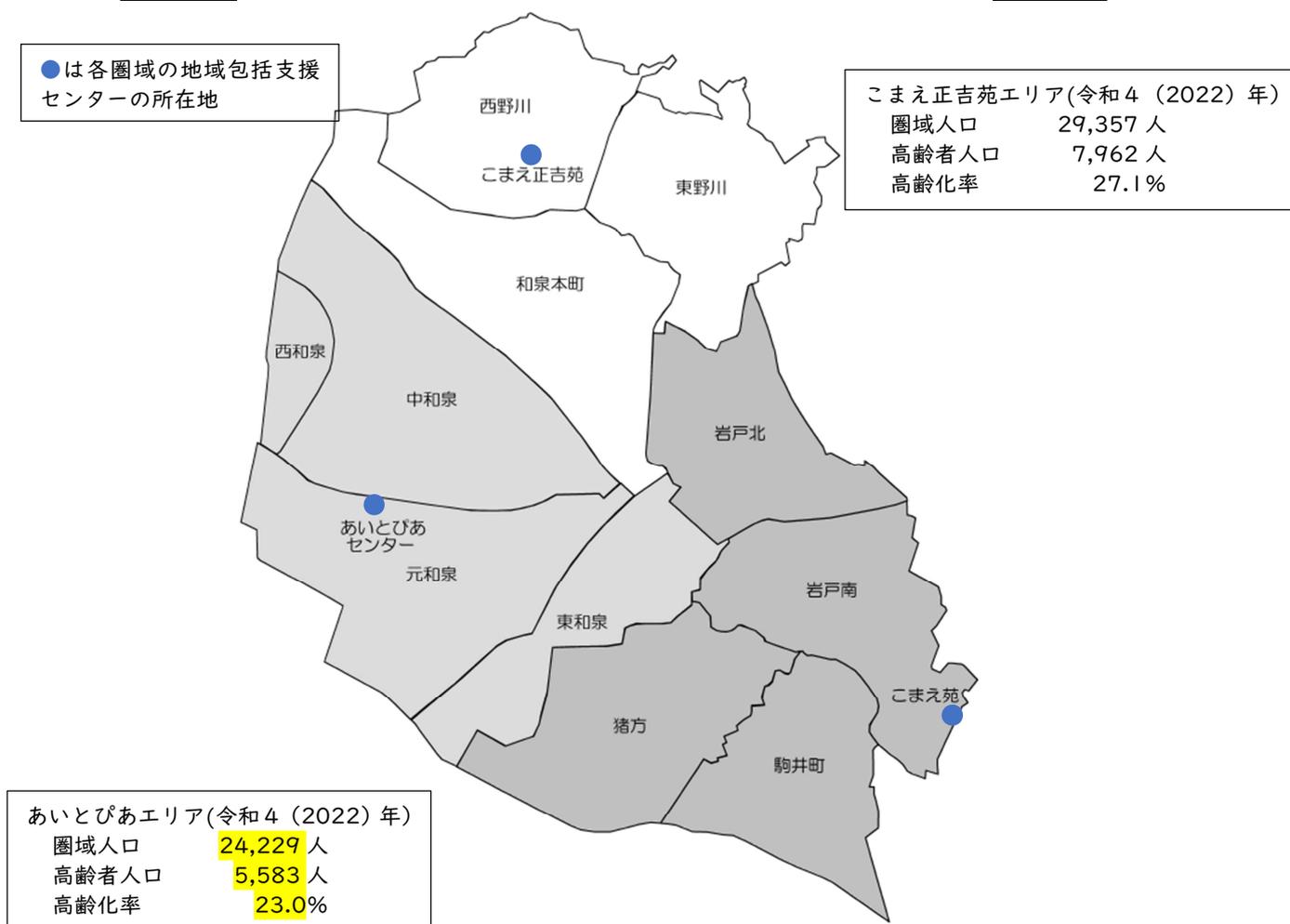
ウ 日常生活圏域ごとの高齢者人口

(ア) 日常生活圏域とは

狛江市では、日常生活圏域として、あいとぴあエリア、こまえ苑エリア、こまえ正吉苑エリアの3つを設定しています。(図3-3)

各圏域には地域包括支援センターが設置されており、身近な相談窓口としての機能を含めた総合相談支援事業や、要支援認定者への介護予防マネジメント等を一体的に実施しています。

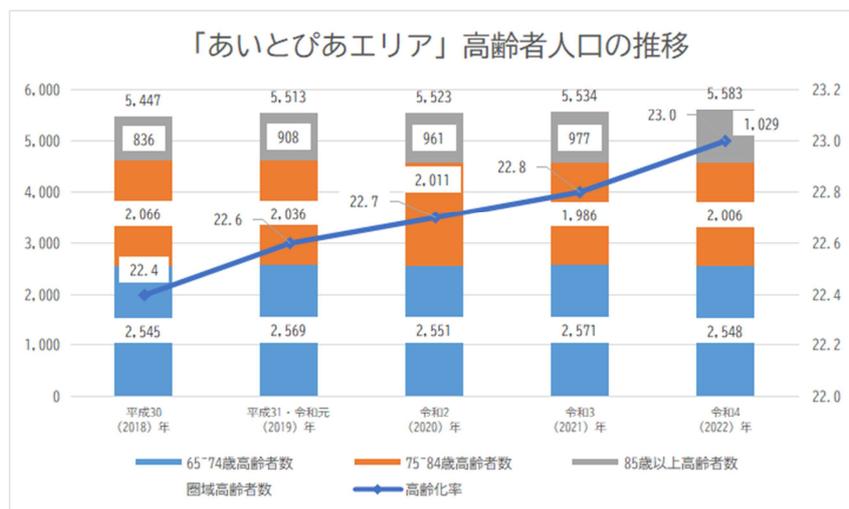
あいとぴあエリア	…	中和泉・西和泉・元和泉・東和泉
こまえ苑エリア	…	猪方・駒井町・岩戸南・岩戸北
こまえ正吉苑エリア	…	和泉本町・東野川・西野川



※人口はいずれも令和4(2022)年1月1日現在(仮)

(イ)「あいとびあエリア」高齢者人口の推移

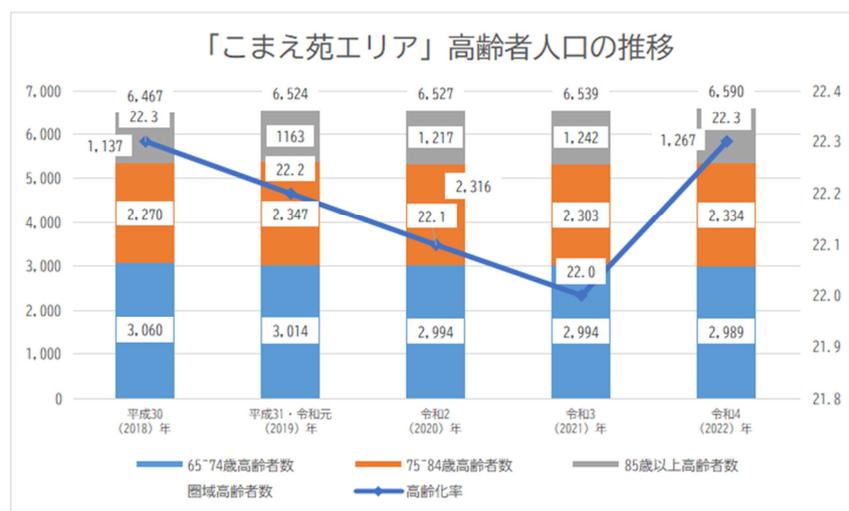
あいとびあエリアの高齢者人口は5,583人（調整中）、高齢化率は23.0%（調整中）となっており、いずれも上昇傾向です。85歳以上の高齢者の前年度比の増加率は5.3%となっておりです。



出典：住民基本台帳人口（各年10月1日）（調整中）

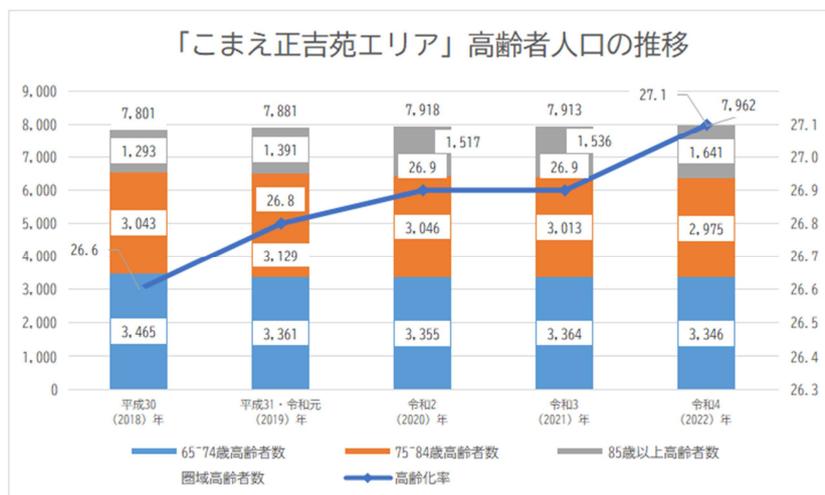
(ウ)「こまえ苑エリア」高齢者人口の推移

こまえ苑エリアの高齢者人口は6,590人（調整中）、高齢化率は22.3%（調整中）となっており、高齢者人口は上昇傾向、高齢化率は令和4（2022）年に上昇の転じています。85歳以上の高齢者の前年度比の増加率は2.0%となっておりです。



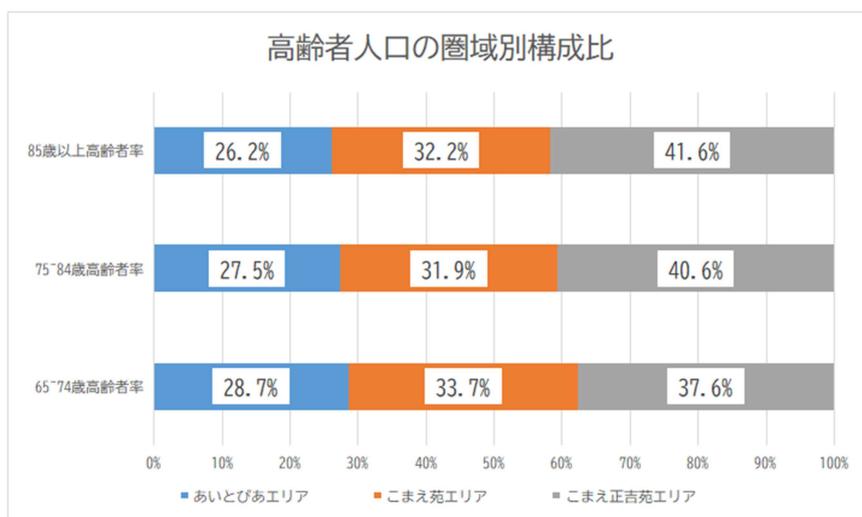
(工) 「こまえ正吉苑エリア」 高齢者人口の推移

こまえ苑エリアの高齢者人口は7,962人（調整中）、高齢化率は27.1%（調整中）となっており、いずれも上昇傾向です。高齢化率は3圏域の中で最も高くなっており、85歳以上の高齢者の前年度比の増加率は6.8%となっております。



(オ) 高齢者人口の日常生活圏域別構成比

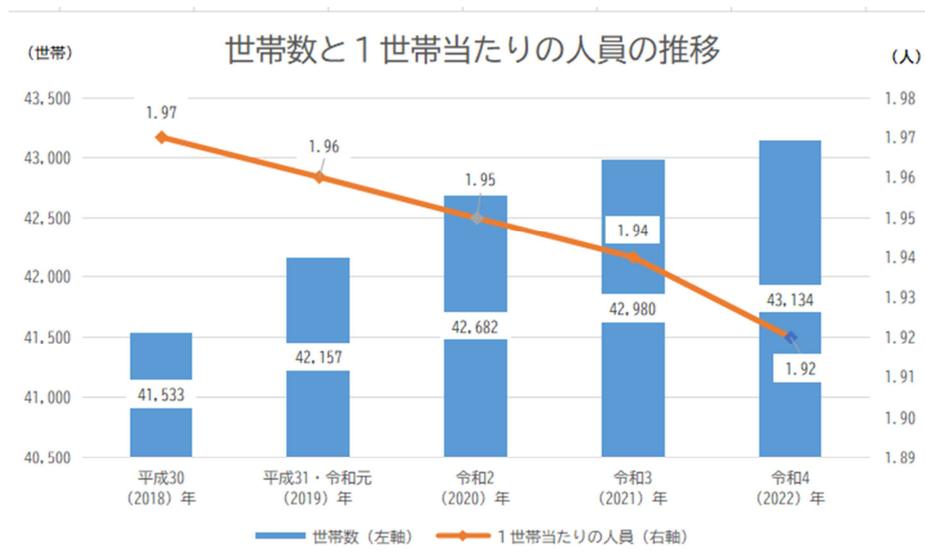
高齢者人口の日常生活圏域別構成比は、いずれの年代でもこまえ正吉苑エリアの構成比が最も高くなっています。



(2) 世帯

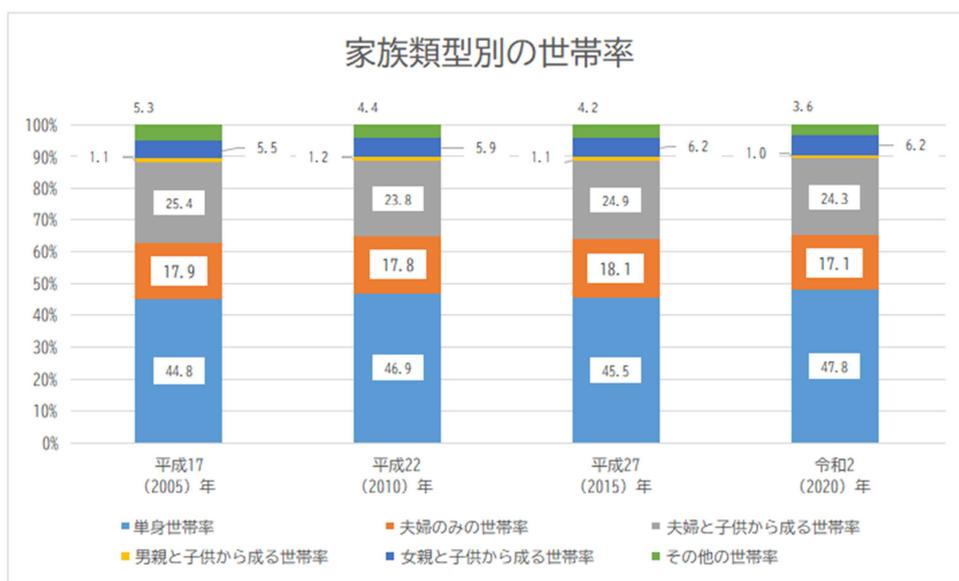
ア 世帯の概況

世帯数は増加傾向にあります、1世帯当たりの人員は減少傾向にあります。



イ 家族類型ごとの世帯の現状

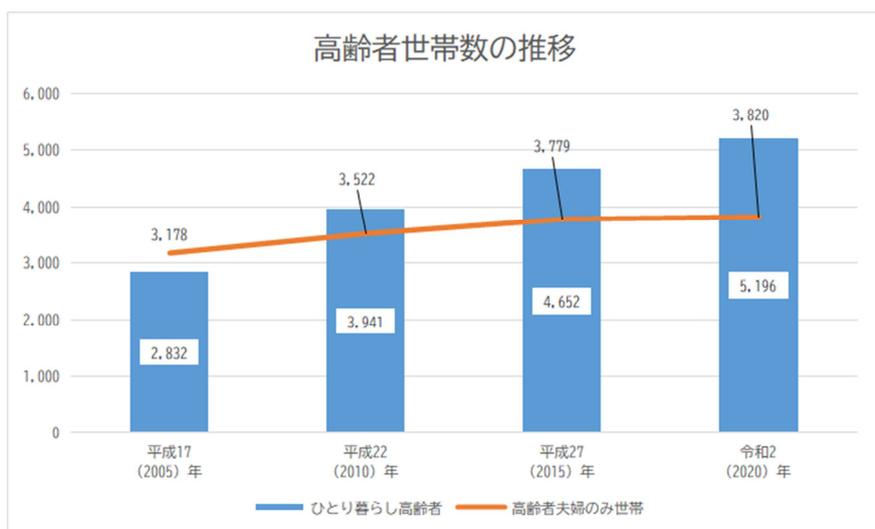
単身世帯率の割合が最も高く、かつ、増加傾向です。単身世帯及び核家族以外の家族については減少しております。



ウ 高齢者世帯の現状

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯

いずれも増加傾向ですが、令和2 (2020) 年の平成27 (2015) 年比の増加率はひとり暮らし高齢者が11.7%、高齢者のみ世帯が1.1%となっております。



※高齢者のみ世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯をいいます。

出典：各年国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

エ 町丁別の世帯の現状

町丁別の 1 世帯当たりの人員及び高齢化率を見ると、都営狛江団地のある和泉本町四丁目、多摩川住宅イ号棟のある西和泉一丁目に独居の高齢者が多く、東和泉四丁目は、若者（15～39 歳）の比率が 42.3%となっており、独居の若者が多く住んでいます。

町丁ごとの 1 世帯あたりの人員

（令和 4 年 1 月 1 日現在）

町丁	1 世帯当たりの人員(人)	町丁	1 世帯当たりの人員(人)	町丁	1 世帯当たりの人員(人)
和泉本町一丁目	2.06	東和泉一丁目	1.52	岩戸北一丁目	1.97
和泉本町二丁目	2.08	東和泉二丁目	1.61	岩戸北二丁目	2.15
和泉本町三丁目	2.18	東和泉三丁目	1.74	岩戸北三丁目	1.72
和泉本町四丁目	1.62	東和泉四丁目	1.46	岩戸北四丁目	1.58
中和泉一丁目	1.77	猪方一丁目	1.81	東野川一丁目	2.00
中和泉二丁目	1.99	猪方二丁目	2.10	東野川二丁目	2.37
中和泉三丁目	1.95	猪方三丁目	1.91	東野川三丁目	2.16
中和泉四丁目	2.09	猪方四丁目	1.99	東野川四丁目	2.15
中和泉五丁目	1.95	駒井町一丁目	2.06	西野川一丁目	2.03
西和泉一丁目	1.43	駒井町二丁目	2.34	西野川二丁目	2.21
西和泉二丁目	1.86	駒井町三丁目	2.12	西野川三丁目	2.17
元和泉一丁目	1.62	岩戸南一丁目	2.00	西野川四丁目	2.08
元和泉二丁目	1.93	岩戸南二丁目	1.84		
元和泉三丁目	1.55	岩戸南三丁目	1.99		
		岩戸南四丁目	2.32		

町丁ごとの高齢化率

(令和4年1月1日現在)

町丁	高齢化率	町丁	高齢化率	町丁	高齢化率
和泉本町一丁目	20.53	東和泉一丁目	20.76	岩戸北一丁目	20.73
和泉本町二丁目	27.67	東和泉二丁目	22.36	岩戸北二丁目	15.69
和泉本町三丁目	19.64	東和泉三丁目	23.88	岩戸北三丁目	23.92
和泉本町四丁目	56.50	東和泉四丁目	15.97	岩戸北四丁目	18.39
中和泉一丁目	19.10	猪方一丁目	17.67	東野川一丁目	25.54
中和泉二丁目	19.33	猪方二丁目	19.97	東野川二丁目	19.14
中和泉三丁目	19.05	猪方三丁目	23.30	東野川三丁目	29.79
中和泉四丁目	19.17	猪方四丁目	17.59	東野川四丁目	22.35
中和泉五丁目	22.51	駒井町一丁目	26.12	西野川一丁目	23.41
西和泉一丁目	53.40	駒井町二丁目	23.72	西野川二丁目	23.77
西和泉二丁目	41.44	駒井町三丁目	23.89	西野川三丁目	23.57
元和泉一丁目	18.24	岩戸南一丁目	22.35	西野川四丁目	25.79
元和泉二丁目	25.62	岩戸南二丁目	25.61		
元和泉三丁目	18.58	岩戸南三丁目	25.40		
		岩戸南四丁目	25.95		

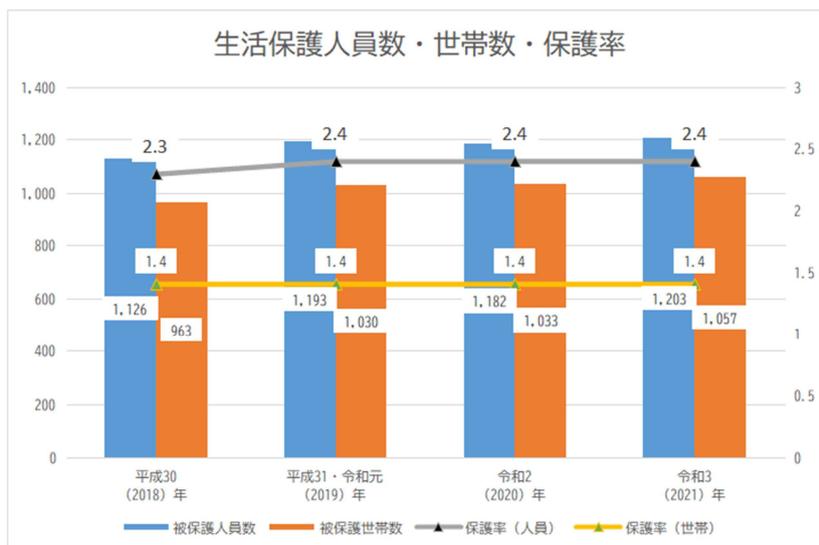
出典：統計こまえ 令和3年度版（令和4年8月）

2 対象者ごとの現状

(1) 生活保護人員数・世帯数・率

生活保護人員数・世帯数とも微増傾向です。

扶助別世帯数では、生活扶助、住宅扶助及び医療扶助が主たる扶助なっており、いずれも微増傾向です。介護扶助の令和3(2021)年の扶助数が前年比で9.1%増となっています。



出典：統計こまえ 令和4年度版(調整中)

生活保護扶助別保護世帯数の推移

年	総数	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	(人)
平成30(2018)年	34,200	10,068	10,555	193	2,818	10,384	0	159	23	
平成31・令和元(2019)年	35,108	10,430	10,931	221	2,801	10,619	2	94	10	
令和2(2020)年	36,141	10,742	11,245	201	2,893	10,928	0	119	13	
令和3(2021)年	37,016	10,917	11,508	150	3,157	11,148	0	120	16	

※月中被保護世帯、人員の延数

出典：統計こまえ 令和4年度版(調整中)

(2) 生活困窮者

ア 自立相談支援事業

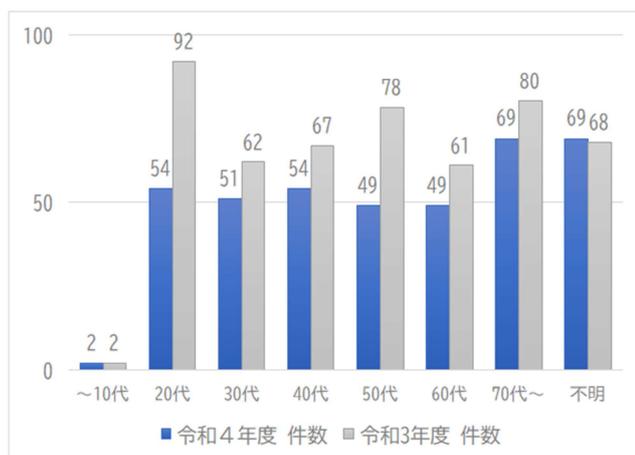
(ア) 年代別

不明があるのは自己開示がないためです。令和2(2022)年度から急増した20歳代の若者の相談は、新型コロナウイルス感染症が治まるにつれ減少し、代わりに70歳代以上の高齢者の相談が増加しました。新型コロナウイルス感染症蔓延以前の相談者の年代別の割合に近づきつつあります。年金収入だけでは生活を維持すること

が困難で、就労相談、住居確保給付金、自立支援金等に関する相談が増加したものと考えられます。

年代別相談内容

	令和4年度		令和3年度	
	件数	割合	件数	割合
～10代	2	1%	2	0%
20代	54	14%	92	18%
30代	51	13%	62	12%
40代	54	14%	67	13%
50代	49	12%	78	15%
60代	49	12%	61	12%
70代～	69	17%	80	16%
不明	69	17%	68	13%
合計	397	100%	510	100%



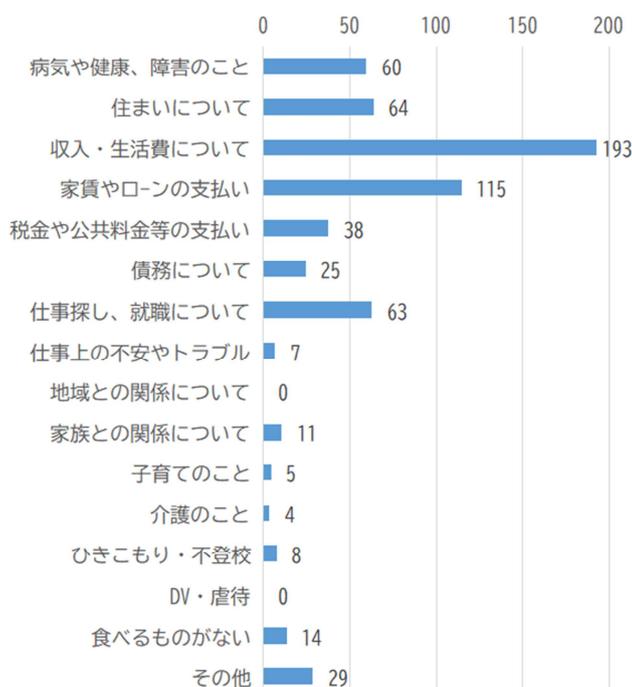
出典：狛江市自立相談支援事業 こま YELL 活動報告（令和4年度）

(イ) 新規相談者

令和4年度の新規相談者は397人でした。初回相談時の相談内容は、図表のとおりです。新型コロナウイルス感染症影響下での収入減少による「収入・生活費について」の課題を抱える相談者が多かったです。

新規相談者相談内容〈複数回答〉

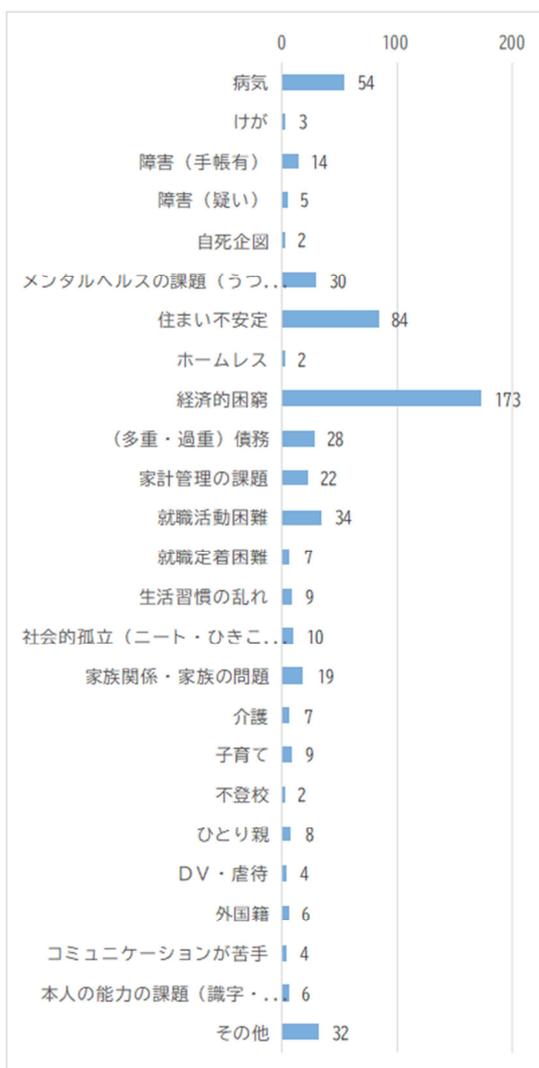
項目	件数	割合
病気や健康、障害のこと	60	9%
住まいについて	64	10%
収入・生活費について	193	30%
家賃やローンの支払い	115	18%
税金や公共料金等の支払い	38	6%
債務について	25	4%
仕事探し、就職について	63	10%
仕事上の不安やトラブル	7	1%
地域との関係について	0	0%
家族との関係について	11	2%
子育てのこと	5	1%
介護のこと	4	1%
ひきこもり・不登校	8	1%
DV・虐待	0	0%
食べるものがない	14	2%
その他	29	5%
合計	636	100%



(ウ) 支援決定・確認者（プラン作成者）の課題と特性

プラン作成者にアセスメントを行った結果、前年度までと同様に「経済的な困窮」「住まい不安定」「就職活動の困難」という課題が多かったです。令和4(2022)年度は70歳代以上の高齢者の相談が増加したことが要因と思われる「病気」が増加しました。その他、メンタルヘルスの課題(うつ病等)を抱える相談者や多重債務による家計管理の課題も多く見られました。

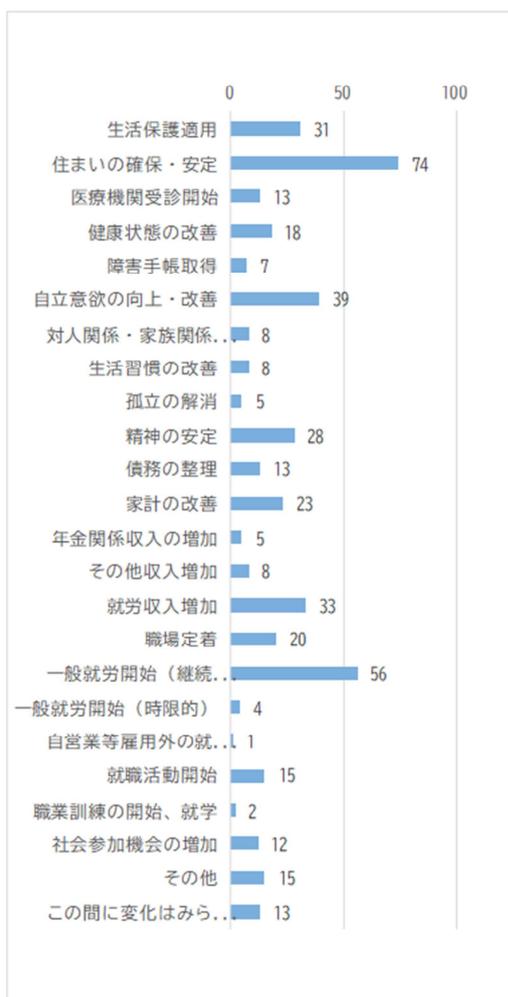
項目	件数	割合
病気	54	9%
けが	3	1%
障害（手帳有）	14	3%
障害（疑い）	5	1%
自死企図	2	0%
メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）	30	5%
住まい不安定	84	15%
ホームレス	2	0%
経済的困窮	173	30%
（多重・過重）債務	28	5%
家計管理の課題	22	4%
就職活動困難	34	6%
就職定着困難	7	1%
生活習慣の乱れ	9	2%
社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	10	2%
家族関係・家族の問題	19	3%
介護	7	1%
子育て	9	2%
不登校	2	0%
ひとり親	8	1%
DV・虐待	4	1%
外国籍	6	1%
コミュニケーションが苦手	4	1%
本人の能力の課題（識字・言語・理解等）	6	1%
その他	32	6%
合計	574	100%



(工) 評価時に見られた変化

評価件数は、終結が151件、再プランして継続は47件、合計198件でした。約97%に評価時に変化が見られ、主な変化は、住まいの確保・安定、一般就労開始、就労収入増加、自立意欲の向上となっています。新型コロナウイルス感染症影響下における支援策(特例貸付・自立支援金等)が終了したことによる影響のためか、生活保護適用も増加しました。

項目	件数	割合
生活保護適用	31	7%
住まいの確保・安定	74	16%
医療機関受診開始	13	3%
健康状態の改善	18	4%
障害手帳取得	7	2%
自立意欲の向上・改善	39	9%
対人関係・家族関係の改善	8	2%
生活習慣の改善	8	2%
孤立の解消	5	1%
精神の安定	28	6%
債務の整理	13	3%
家計の改善	23	5%
年金関係収入の増加	5	1%
その他収入増加	8	2%
就労収入増加	33	7%
職場定着	20	4%
一般就労開始(継続的就労)	56	12%
一般就労開始(時限的)	4	1%
自営業等雇用外の就労開始	1	0%
就職活動開始	15	3%
職業訓練の開始、就学	2	0%
社会参加機会の増加	12	3%
その他	15	3%
この間に変化はみられなかった	13	3%
合計	451	100%



(オ) 全相談者に対する支援実績

令和4(2022)年度の支援実績は延べ9,687件となっております。面談回数が最も多くなっています。メールでの連絡も増加しています。また、訪問・同行支援が大幅に増加しました。これは新型コロナウイルス感染症影響下での相談件数が落ち着き、積極的に外に出かけられる職員体制が取れるようになったことが要因として考えられます。

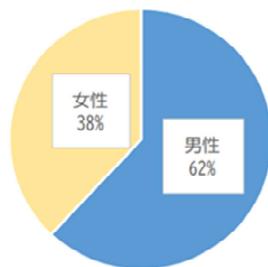
項目	R4 年度	R3 年度
電話相談・連絡	2,807	4,060
訪問	74	36
同行支援	68	38
面談	3,359	4,287
所内会議	8	3
支援会議	9	7
支援調整会議（プラン策定）	234	63
支援調整会議（評価実施）	177	29
その他他機関との会議	13	21
他機関との電話照会・協議	179	65
その他（郵送・メール等）	2759	3,225
合計	9,687	11,834

イ 住居確保給付金

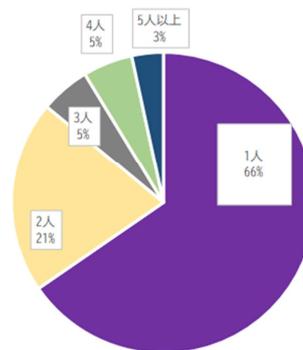
住居確保給付金の新規申請数は73件（令和3（2021）年度134件）、延長申請数45件（令和3（2021）年度96件）、再延長申請数は37件（令和3（2021）年度71件）、再支給申請数は53件（令和3（2021）年度136件）であった。

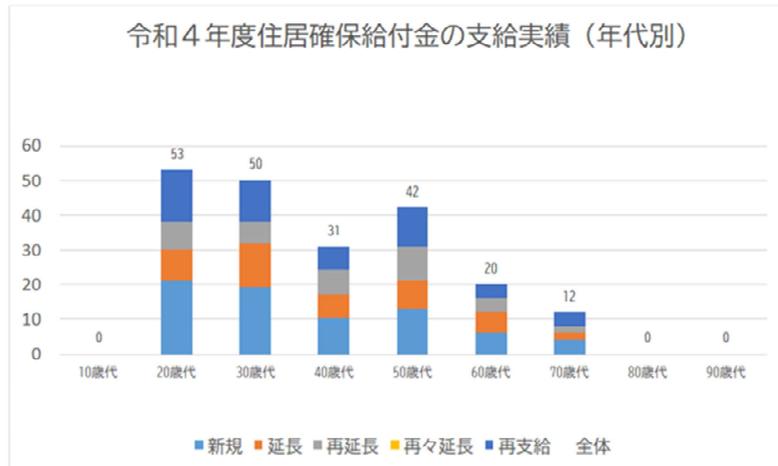
総数では前年度比48%となり半減した。申請者の属性は、前年度同様20～30歳代男性、単身者の割合が高かったが、飲食業のアルバイト・パートが減少し、自営業、フリーランスの割合が高くなった。

令和4年度住居確保給付金の支給男女比



令和4年度住居確保給付金の支給世帯人数





職業分類	新規申請
飲食業	2
芸術・芸能関係：音楽、TV・映画・舞台、写真等	5
生活関連サービス・娯楽業：理容・美容、クリーニング、スポーツ施設、カラオケ等	3
小売・卸売業：衣料品販売、コンビニ、新聞販売等	4
運輸業：タクシー・配送等	0
IT・広告・イベント関係	4
その他サービス業：警備・清掃等	4
金融・保険・不動産	1
建設業：土木工事、電気工事等	3
教育・研究	3
医療・福祉	1
製造業	0
宿泊業	0
その他	1
不明	0
合計	31

ウ 生活困窮者自立支援金（再支給）

申請者数は96件（令和3（2021）年度103件）、男性が70%、30～40歳代が最も多く、単身者が65%を占めている。職業分類では、芸術・芸能・音楽・映画等の自営業、フリーランスの割合が高かった。

エ 就労支援事業、就労準備支援事業

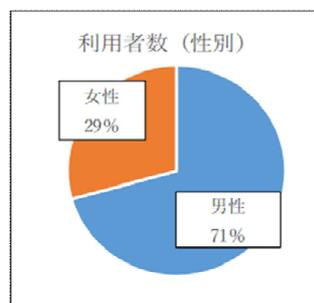
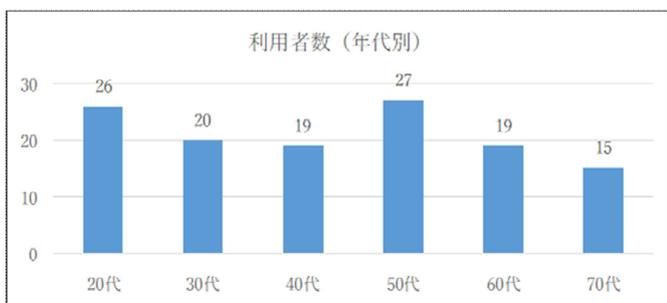
（ア）就労支援事業（令和4年度実績）

令和3（2021）年度の92人から126人へと大幅に増加した。

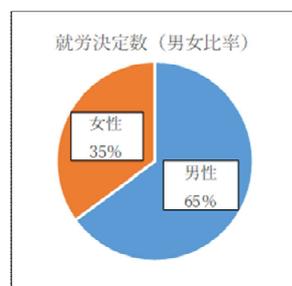
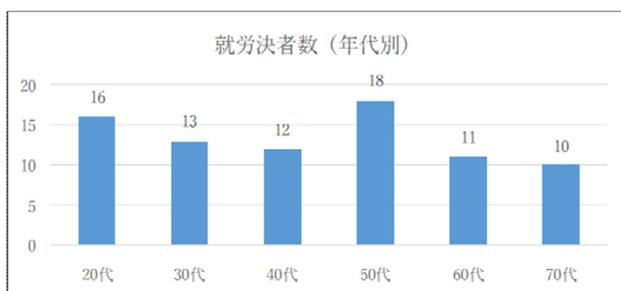
就労決定者数は48人から80人と1.67倍となり、そのうち常用就職決定者数は24人から42人と1.75倍となった。新型コロナウイルス感染症の影響が少なく、求職市場が回復する一方で、新型コロナウイルスに関する支援金等の制度も終わり、生活を維持するために必要となる収入を得られる仕事を求める利用者が増加しました。

精神疾患等の障がいや疾病を抱える方々への支援については、積極的に医療機関等の専門的な機関に繋がるように支援を行いました。その結果、短期間で離職してしまい、再度支援が必要となる対象者を減らすことができました。

①事業利用者数：126人

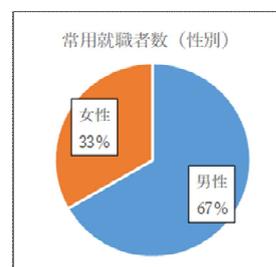
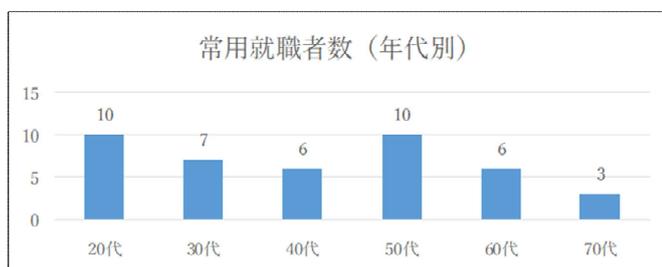


②就労決定者数：80人（就労決定率 63%）



③常用就職者：42名（決定者中割合 52%）

年代別における大幅な差は見られず、年代を問わず幅広く相談を受けています。また、就労決定者においても年代別での割合はほぼ同等です。ただ、シニア世代に該当する70歳代に関しては、常用就職者の占める割合が他の年代では50%前後であるのに対して、70歳代では30%と、常用就職が難しい傾向が顕著に表れていました。



④職種等

就労決定者の職種(全体80名 内常用就職者42名)								
職種	全体	常用就職	職種	全体	常用就職	職種	全体	常用就職
サービス業	13	4	介護	5	4	営業	3	3
清掃	11	2	販売	5	4	IT関連	2	2
事務	7	5	調理	4	0	出版	2	1
建設・建築	6	5	軽作業	4	1	資源回収	2	2
警備	6	3	運送・運搬	4	3	その他	6	3

⑤生活保護受給者等就労自立促進事業

利用者数：1人 プレ相談数：2人

※生活保護受給者等就労自立促進事業とは、福祉事務所や自立支援機関の就労支援員とハローワークの就職支援員がチームを組み、生活保護受給者や生活に困窮されている方などへきめ細やかな支援を行い、就労による自立を促進する事業をいいます。

※プレ相談とは、事業の利用が自身に適しているかを判断をしかねている利用者が、正式に利用を申し込む前に事業の内容や支援を体験する場として設けている利用方法をいいます。

⑥課題

生活保護受給者等就労自立促進事業利用者数が少なかった点です。

ハローワークのナビゲーターが月2回来庁し面談を行っていますが、検索機等の設備がなく、その場での情報提供等が難しいとの理由から、次回からはハローワーク府中への来所を求められています。交通費も往復で700円程度かかることもあり、事業を利用し難い状況が続いています。

さらに、ハローワークからは、相談者に就労意欲や求職活動におけるスキルも求められるため、該当する方も限られ、利用に至らない状況です。

(イ) 就労準備支援事業(令和4年度実績)

①講座実施回数：48回

②講座内容：散策、調理実習、ヨガ体操、PC講座、ボランティア作業、切手カフェ・折り紙サロン、クリスマス会、こまエール講座(アンガーマネージメント、マインドフルネス、エゴグラム診断等・職員が講師)

③参加者数：10人(延157人)

オ 子どもの学習・生活支援事業(令和4年度実績)

(ア) 子どもの状況

①実施世帯・世帯種別

(世帯)

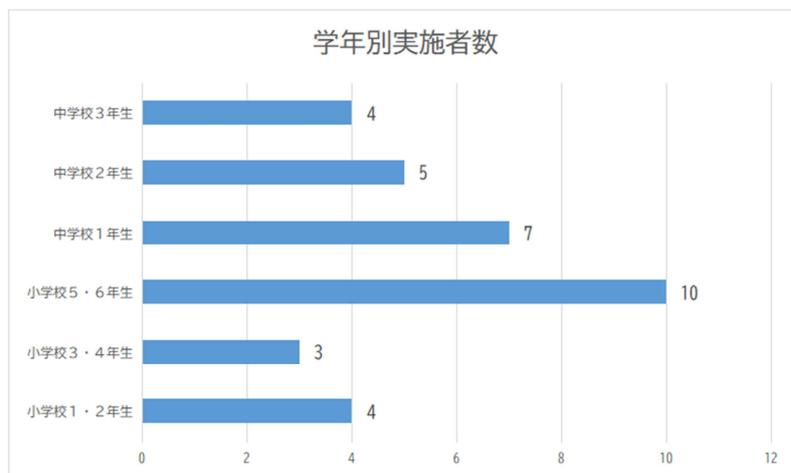
生活保護世帯数	生活困窮者世帯数	ひとり親世帯数	実施世帯
3	9	17	29

②実施者数・男女別

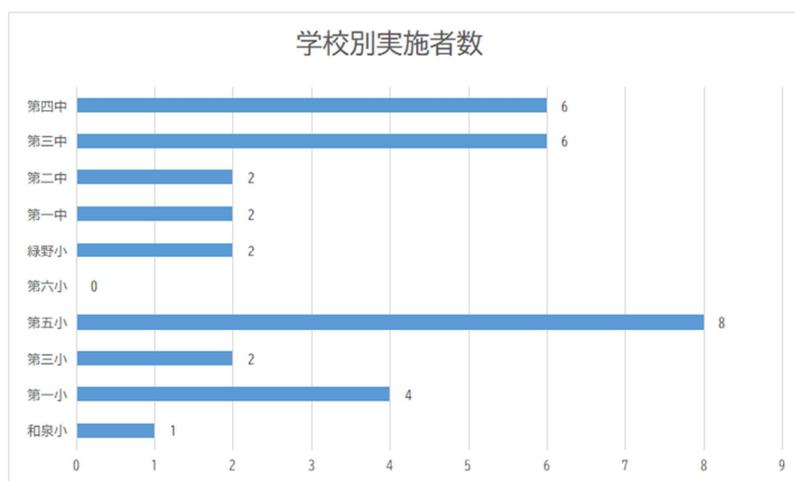
(人)

男性	女性	実施者
19	14	33

③学年別



④学校別



(イ) ボランティアの状況

①登録者（実働者）数（男女別）

(人)

男性	女性	登録者（実働者）
34(24)	33(30)	67(54)

②実働者数（大学生社会人別）

大学生	社会人	実働者
20	33	54

(ウ) 課題

①ボランティアの研修

学習支援では、特別支援学級に通う子どもも少なくないです。そのためか、ボランティアから発達障がいなどについて事前に知識が欲しいとのの声がありました。今後はボランティアに向けて情報提供を行い、可能な限り研修の場を設けていきたいです。

②訪問型学習支援の再開

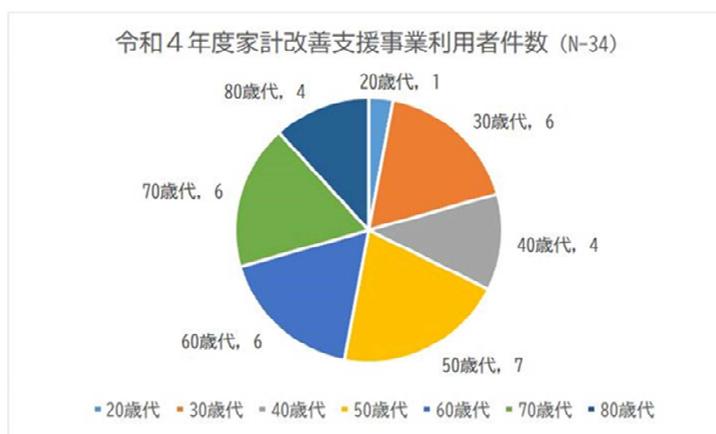
長期間通所できていない子どもや不登校、登校渋りの子どもなどが増加しており、訪問型学習支援の必要性が高まっています。新型コロナウイルス5類への変更に伴い訪問型学習支援が再開されることとなり、現在、実施に向けて準備中です。

③関係機関への周知と連携

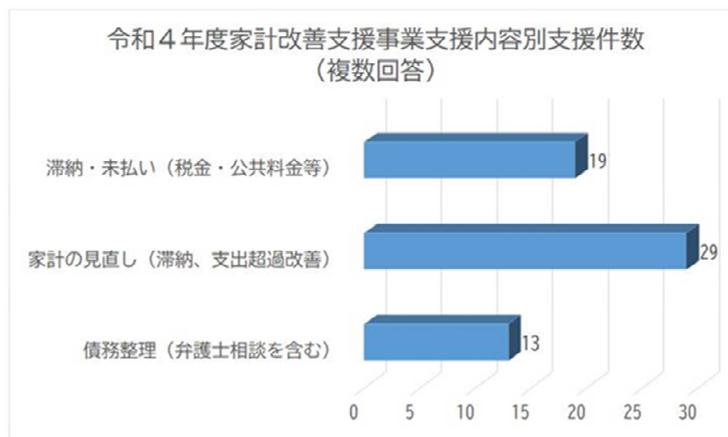
本来であれば学習支援の対象とならない子どもが紹介されるという事例が見られました。関係機関に学習支援事業が生活困窮者自立支援法に基づく事業であるということを周知して、連携していきます。

カ 家計改善支援事業（令和4年度実績）

①利用実績：34件



②支援内容



キ アウトリーチ支援事業（令和4年度実績）

今年度は未だ新型コロナウイルス感染症の影響があり訪問を控える傾向があったこと、新型コロナウイルス感染症に関わる対応により、件数は少なめでしたが、9月頃から件数も増加しました。

前半は、主に単身者に対する状況確認等スポットでの対応が多かったですが、後半は、引きこもりを始めとする継続しての対応や、ごみ屋敷の清掃や家族単位で構成員それぞれの個別の対応を関係機関と連携して行う等のより高度な対応を必要とするケースが増加傾向にあります。

（ア）訪問

訪問は、自宅での面談、部屋の片づけ等現地での作業を目的とした比較的長時間での対応が必要となる傾向です。

①訪問回数（場所別） (回)

自宅	その他	訪問回数
71	2	73

②支援回数(支援内容別) (回)

状況確認	室内清掃	面談	支援回数
61	6	6	73

（イ）同行支援

同行支援は、病院受診、債務整理、不動産、生活必需品の買い物同行等、状況に応じた多種多様の支援をしました。年金、保険、税金を中心とするその他の制度やサービスの手続支援による庁内同行支援が需要も高く急増しています。

同行支援回数（場所別） (回)

病院	法律事務所等	年金事務所	店舗	金融機関	不動産店等	就労関係	その他	同行回数
9	3	3	7	2	3	4	5	36

（ウ）時間外対応

時間外対応については、支援により常用就職が決定した利用者がその後も食料支援や就労の定着支援のために訪れることや、その他、生活上の問題などで対応を行うケースが増加しています。

支援回数（支援内容別） (回)

食料支援	相談(自立)	相談(学習)	相談(就労)	その他	支援回数
58	4	3	2	0	67

ク 社会資源の活用

（ア）食料支援

フードバンク狛江による月曜日、木曜日の週2回の支援を活用し、緊急時の食料支援を実施しました。114世帯に対して延べ1,207回の支援を行いました。実

利用者数は前年度とほぼ同数ですが、食料支援の実施件数は前年度比約70%に減少し、1世帯に約11回（前年度約14回）の食料支援を実施しました。

(イ) 就労支援・就労準備支援

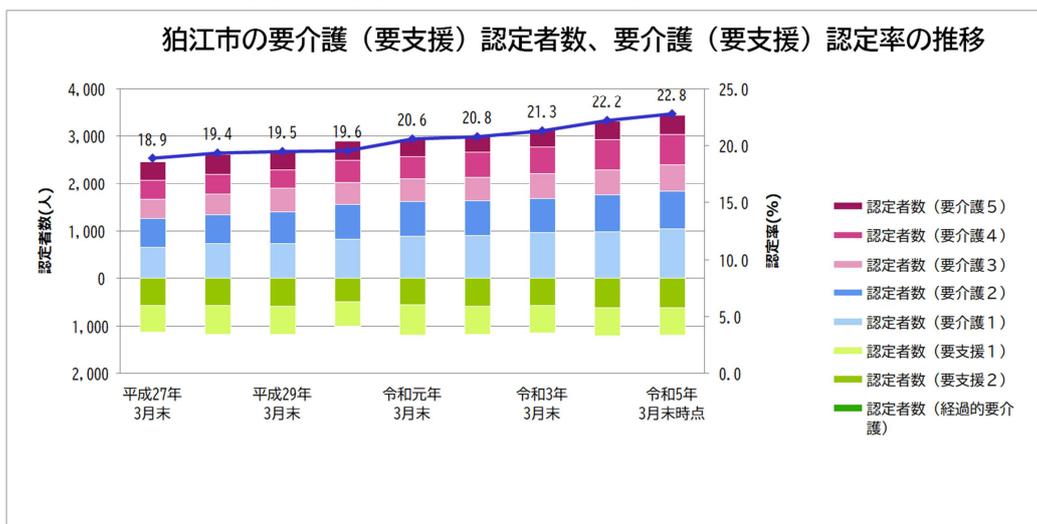
就労支援として、地域の事業者や法人等との連携は拡大してきています。就労準備支援では、地域の関係機関と連携したボランティア等の活動が少しずつ再開できました。

(2) 高齢者

ア 要支援・要介護認定者

令和5年3月末時点で、狛江市の要介護・要支援認定者数は、4,612人となっています。第8期介護保険事業計画では、4,730人と推計しており、推計値より118人少ない実績値となっています。

令和5年3月末時点での認定率は、22.8%となっており、東京都の認定率より2.6ポイント、全国の認定率より3.8ポイント高くなっております。



出典：地域包括ケア「見える化」システムより作成（各年3月末時点）

	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末	令和3年 3月末	令和4年 3月末時点	令和5年 3月末時点
認定者数									
認定者数(要支援1)	559	592	581	515	634	575	583	584	569
認定者数(要支援2)	566	566	581	486	546	587	559	612	611
認定者数(経過的要介)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数(要介護1)	660	736	737	839	897	912	967	985	1,045
認定者数(要介護2)	604	609	665	713	718	729	720	769	794
認定者数(要介護3)	405	422	487	478	494	501	530	542	560
認定者数(要介護4)	413	438	409	463	457	518	559	637	634
認定者数(要介護5)	385	412	383	408	370	364	369	373	399
認定率	(%)								
認定率(東京都)	18.0	18.1	18.3	18.7	19.1	19.4	19.6	19.9	20.2
認定率(全国)	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0

(出典) 平成26年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和3年度から令和4年度：「介護保険事業状況報告(3月月報)」

イ 認知症高齢者

令和4(2022)年度末現在、狛江市の認知症高齢者数は、2,352人(前回データ引用及び自立を除く。)となっております。狛江市の高齢者人口の11.7%に当たります。

認知症高齢者の日常生活自立度(第1号及び第2号被保険者、日常生活圏域別)

	令和5年 3月末	あいとびあエリア		こまえ苑エリア		こまえ正吉苑エリア		
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
前回データ引用	2,184	611	28%	677	31%	896	41%	
自立	745	218	29%	222	30%	305	41%	
I	580	174	30%	182	31%	224	39%	
II	II a	320	92	29%	94	29%	134	42%
	II b	490	126	26%	169	34%	195	40%
III	III a	476	133	28%	148	31%	195	41%
	III b	177	52	29%	60	34%	65	37%
IV	267	78	29%	81	30%	108	40%	
M	42	12	29%	15	36%	15	36%	
計	5,281	1,496	28%	1,648	31%	2,137	40%	

※令和4(2022)年度末現在

※令和4(2022)年度末現在の高齢者人口は、20,041人

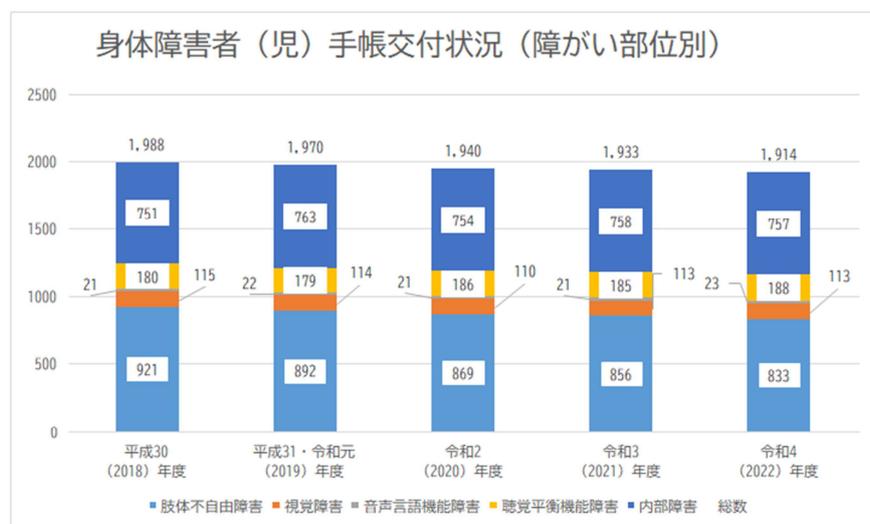
※非該当認定者数を含み、前回データ引用者及び住所地特例者は含まない。

※前回データ引用者とは、●●

(3) 障がい者

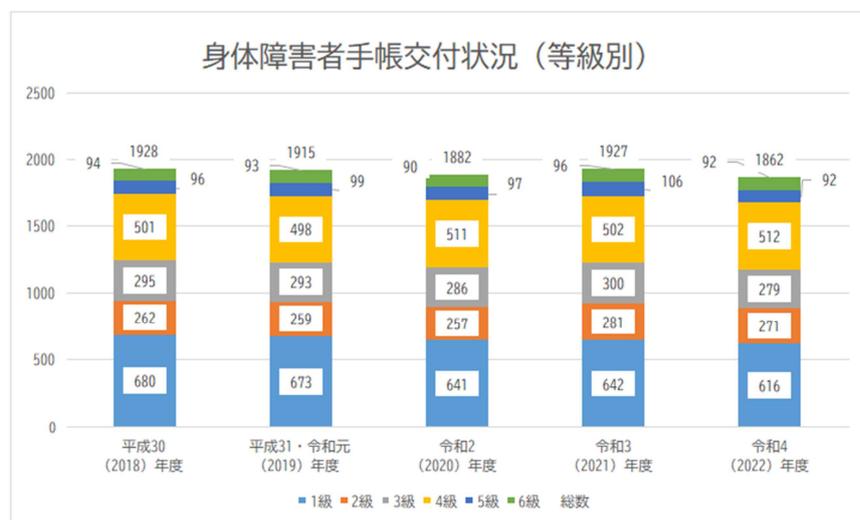
ア 身体障がい者(児)

身体障がい者(児)は減少しています。障がい部位別では肢体不自由障害の方が減少しています。障がい等級別では1級の方が減少しています。



※各年度末現在

出典：統計こまえ 令和4年度版（調整中）

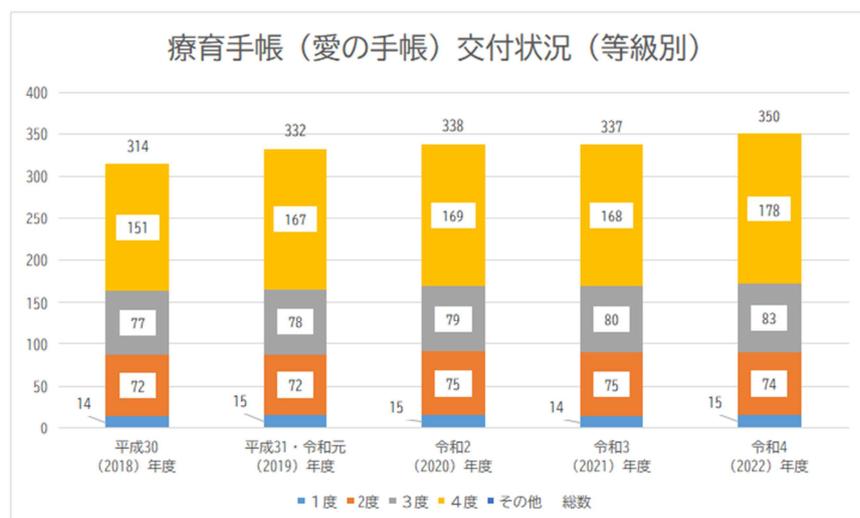


※各年度末現在

出典：令和4年度 主要な施策の成果説明 決算資料（調整中）

イ 知的障がい者

知的障がい者は増加傾向です。等級別では4度の方が増加傾向となっております。

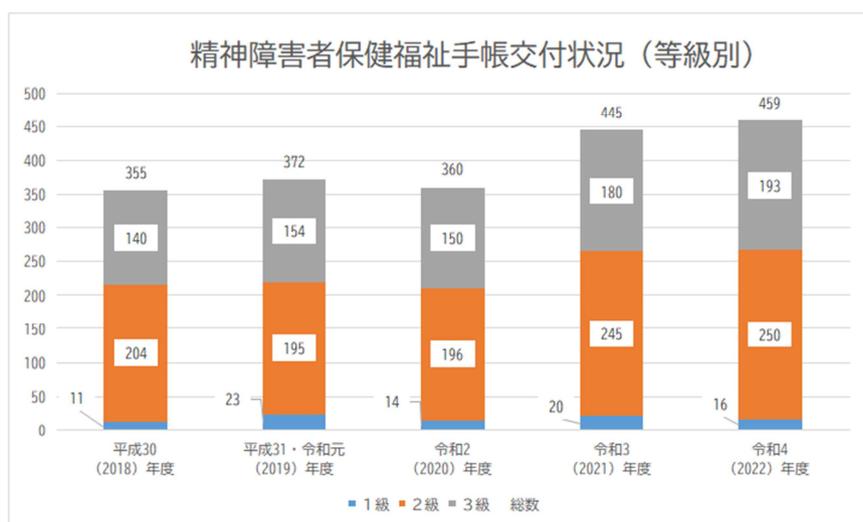


※各年度末現在

出典：令和4年度 主要な施策の成果説明 決算資料（調整中）

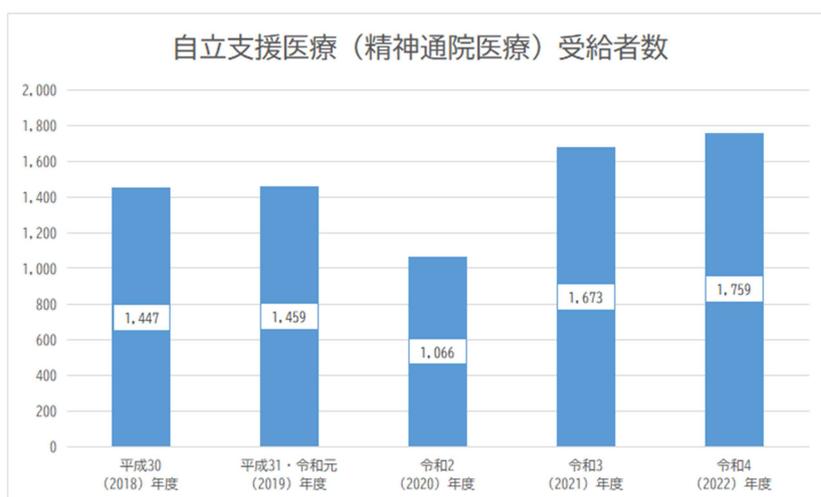
ウ 精神障がい者

精神障がい者が令和3（2021）年度に前年度比で23.6%増加しております。令和4（2022）年度も増加傾向は続いています。等級別では令和3（2021）年度に2級の方が前年度比で25.0%、3級の方が前年度比で20.0%増加しており、令和4年度（2022）も同様の増加傾向は続いています。自立支援医療（精神通院医療）受給者数についても令和3（2021）年度に前年度比で56.9%増加しております。



※各年度未現在

出典：令和4年度 主要な施策の成果説明 決算資料（調整中）



※各年度未現在

出典：統計こまえ 令和4年度版（調整中）

工 難病患者

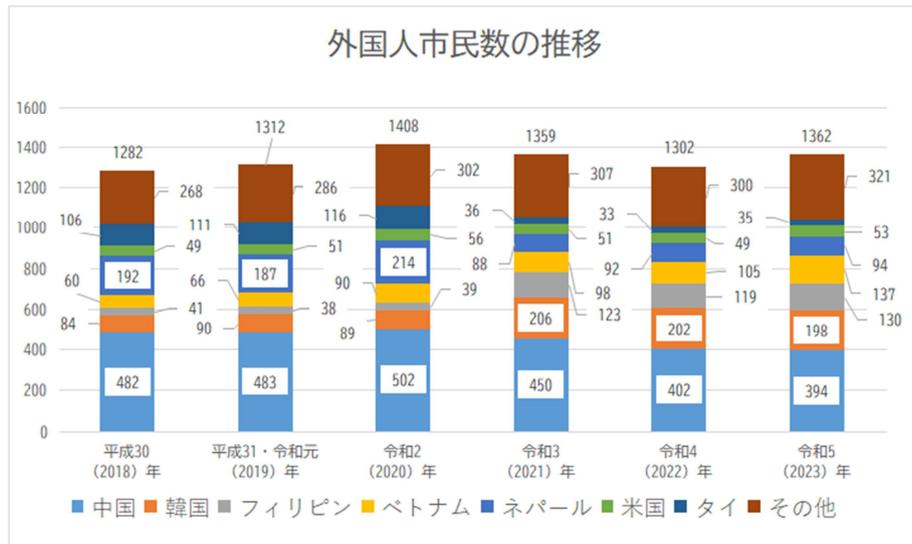
東京都難病医療費助成制度に基づく特定医療費（指定難病）受給者証及び東京都医療券所持者数（現在数値調整中）

※各年度未現在

出典：統計こまえ 令和4年度版（調整中）

(4) 外国人

外国人は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3(2021)年、令和4(2022)年は減少しましたが、令和5(2023)年から増加に転じております。令和5(2023)年はベトナム人が前年比で30%増加しております。

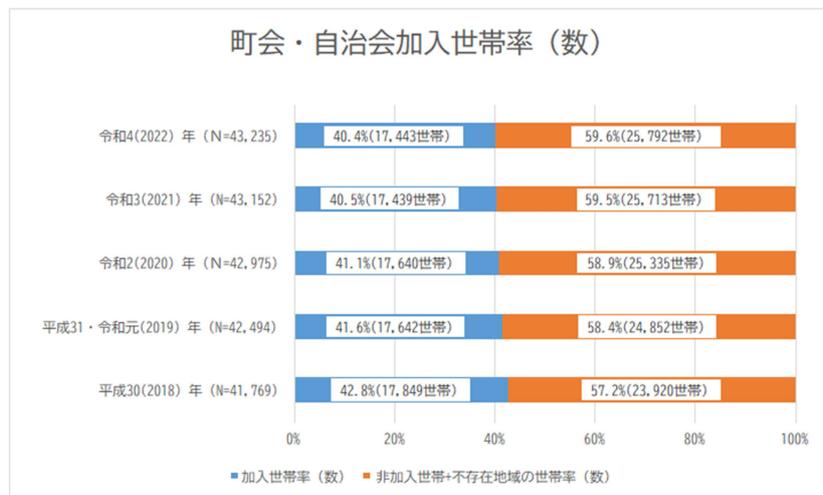


出典：東京都総務局統計部 区市町村別国籍・地域別外国人人口（上位10か国・地域）

3 地域活動団体ごとの現状

(1) 町会・自治会

町会・自治会の加入率は減少傾向ですが、令和4(2022)年の加入世帯数は微増しています。

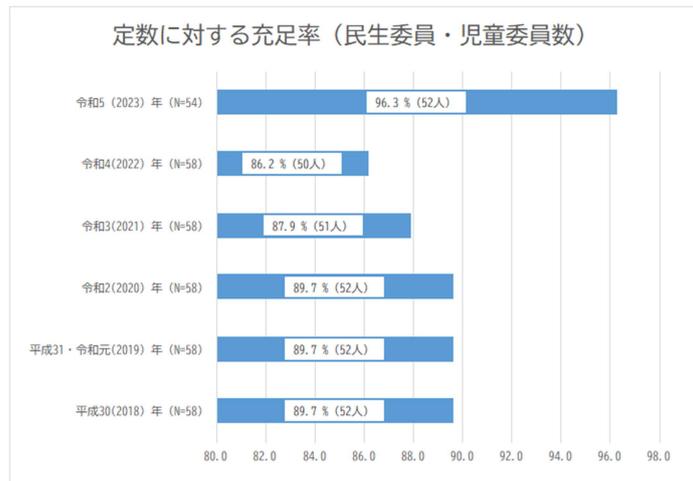


※各年4月1日現在

(2) 民生委員・児童委員協議会

ア 充足率・数

民生委員・児童委員協議会の民生委員・児童委員の充足率及び民生委員児童委員数は、令和4年12月の一斉改選に伴い、定数を見直したこと及び欠員を補充したことに伴い、令和5(2023)年4月1日現在、96.3%、52人となっております。

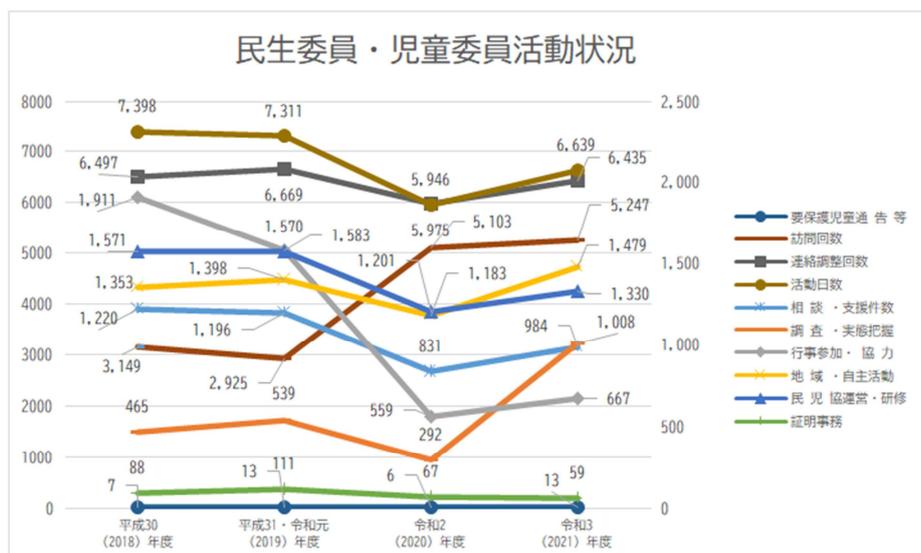


※各年4月1日現在

イ 活動状況

民生委員・児童委員の活動日数は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2（2022）年度に減少しておりますが、次年度は徐々に回復しております。

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、活動方法を工夫し、令和3年度の訪問回数は、前年度比で104.2%増加しております。

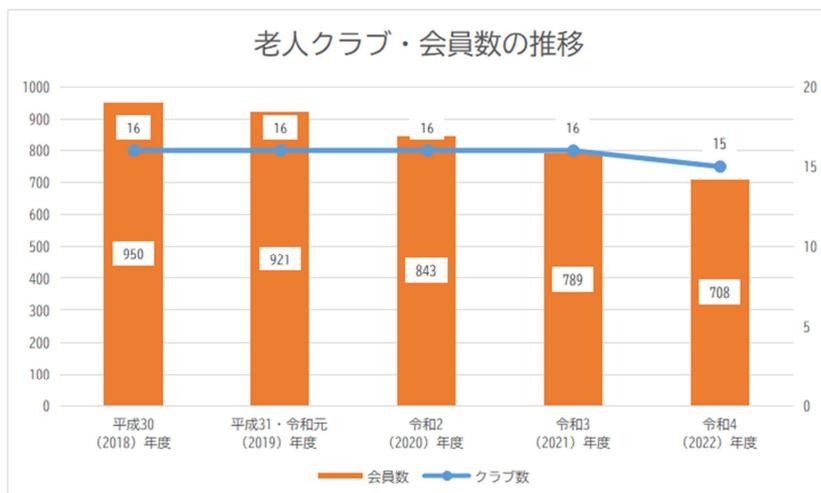


※各年度未現在

出典：各年度 福祉・衛生 統計年報（東京都福祉保健局）

(3) 老人クラブ

老人クラブは、令和4(2022)年度に1団体減少し、会員数は減少し続けております。



※各年度未現在

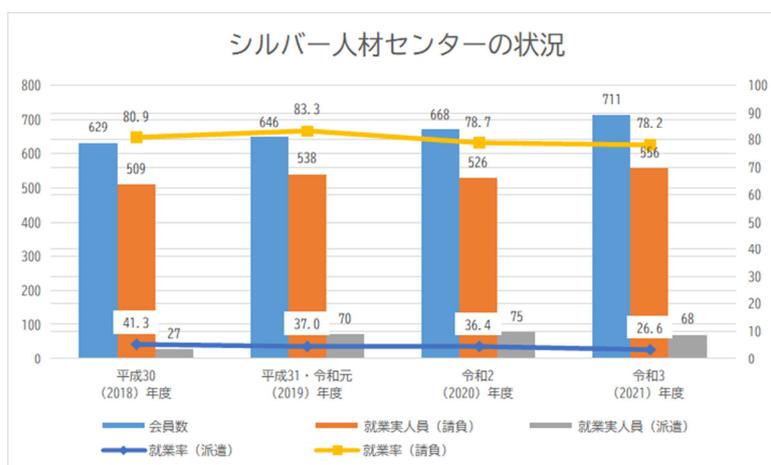
出典：統計こまえ 令和4年度版（調整中）

(4) NPO 法人

東京都のNPO法人ポータルサイトによれば、市内に主たる事務所を置くNPO法人は、41法人となっております。そのうち、保健・医療・福祉を活動内容とするNPO法人は、22法人となっております。

(5) シルバー人材センター

会員数及び就業実人員（請負）は増加しており、就業実人員（派遣）も増加傾向ですが、就業率（請負）は減少傾向、就業率（派遣）は減少しています。



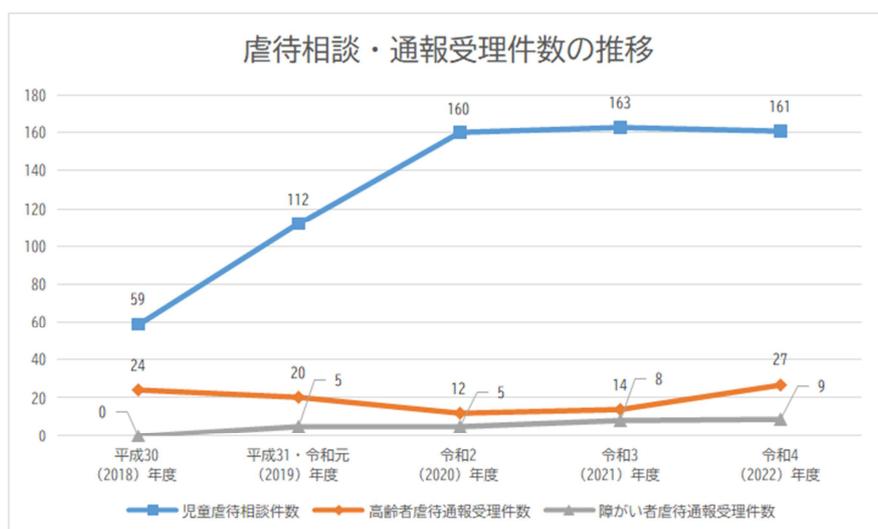
4 権利擁護支援の現状

(1) 虐待

児童虐待については、平成31・令和元(2019)年度は前年度比89.8%、令和2(2020)年度は前年度比42.9%増加し、令和3(2021)年度以降も高止まりの傾向が続いています。

高齢者虐待については、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度に減少しましたが、令和4(2022)年度は増加に転じています。

障がい者虐待については、増加し続けております。



高齢者	通報受理件数	虐待認定	虐待非認定	認定に至らず
令和2(2020)年度	12	6	2	4
令和3(2021)年度	14	8	5	1
令和4(2022)年度	27	22	2	3

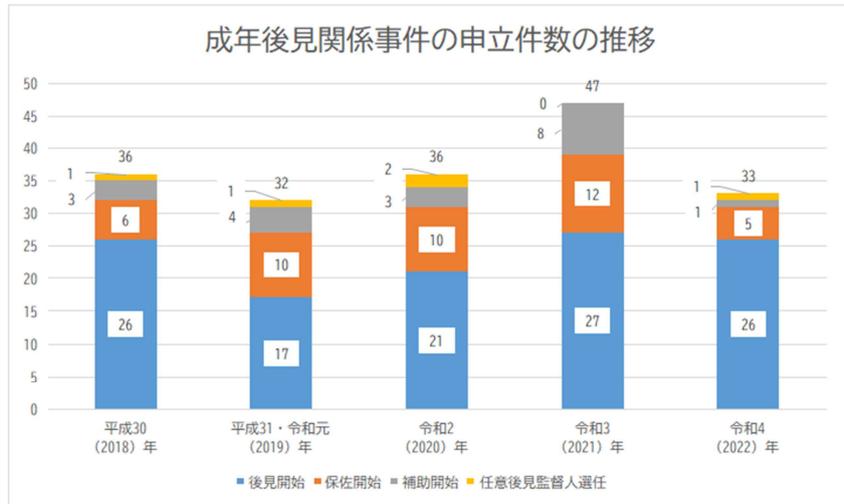
障がい者	通報受理件数	虐待認定	虐待非認定	認定に至らず
令和2(2020)年度	5	5	0	0
令和3(2021)年度	8	8	0	0
令和4(2022)年度	9	9	0	0

※各年度末現在

(2) 成年後見制度

ア 申立件数

成年後見関係事件の申立件数は、年度毎の増減がありますが、後見開始の申立件数がいずれの年も最も多くなっております。

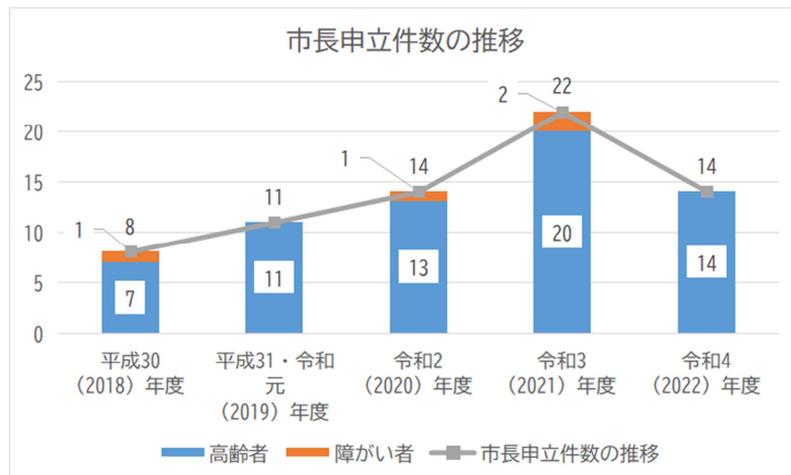


※各年末現在

出典：成年後見関係事件の申立件数（各年・区市町村別）家庭裁判所

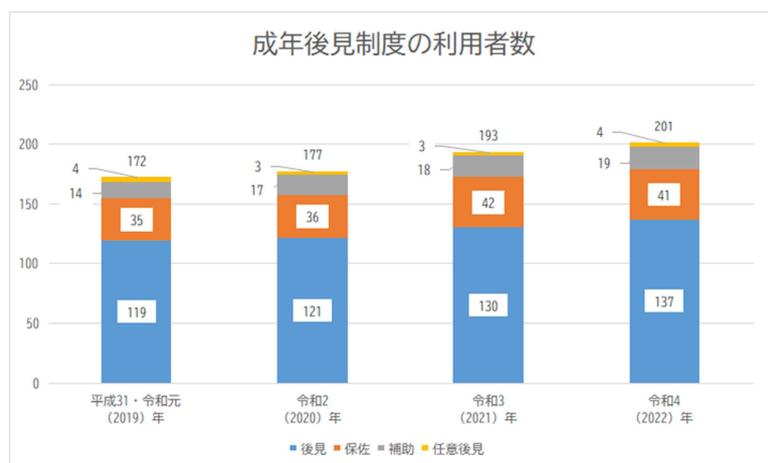
イ 市長申立件数

市長申立の件数は、増加傾向にあり、令和3年度には22件となっております。特に本人が高齢者の場合の市長申立の件数が増加しております。



ウ 利用者数

成年後見制度の利用者数は増加しています。特に後見類型は、平成31・令和元(2019)年末比で令和4年度末は15.1%増加しています。

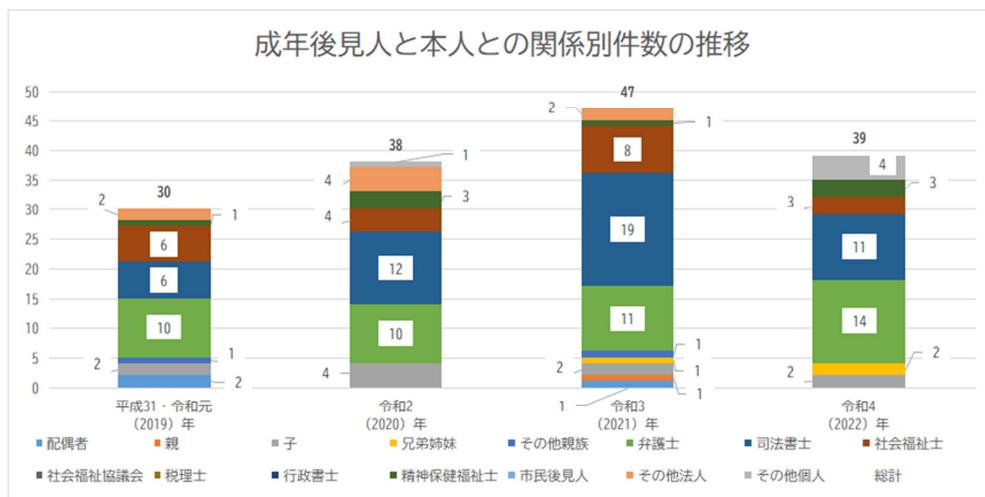


※各年末現在

出典：区市町村別成年後見制度の利用者数（各年・区市町村別）家庭裁判所

工 成年後見人と本人との関係

成年後見人は弁護士、司法書士、社会福祉士及び精神保健福祉士の専門職を中心に選任されています。その他、配偶者、親、子、兄弟姉妹等の親族や法人の選任もあります。



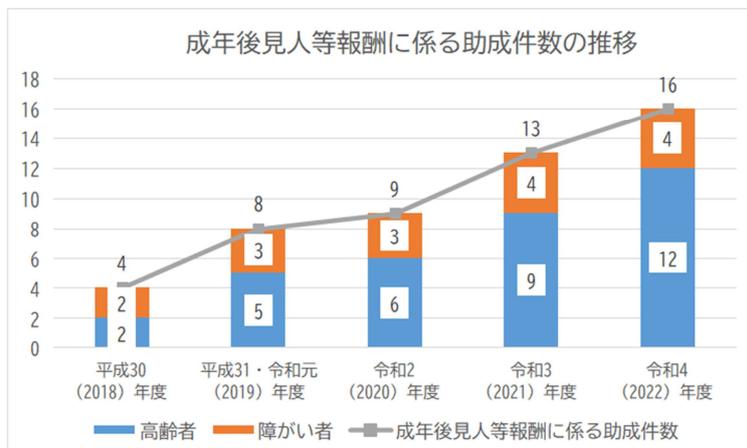
年/関係	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	総計
平成31・令和元(2019)年	2		2		1	10	6	6				1			2	30
令和2(2020)年			4			10	12	4				3		4	1	38
令和3(2021)年	1	1	2	1	1	11	19	8				1		2		47
令和4(2022)年			2	2		14	11	3				3			4	39

出典：区市町村別成年後見人等と本人との関係別件数（各年・区市町村別）家庭裁判所

オ 成年後見人等報酬に係る助成件数

成年後見人等の報酬に係る助成件数は増加しております。特に被後見人が高齢者の場

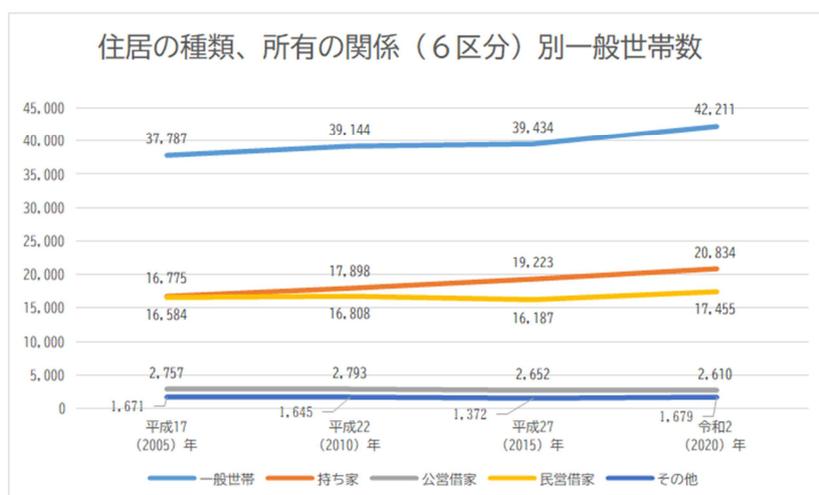
合の報酬助成が増加しております。



5 住まいの現状

(1) 住居の現状

世帯数の増加に伴い、持ち家及び民営借家が増加しています。公営住宅は減少しています。



※各年10月1日現在

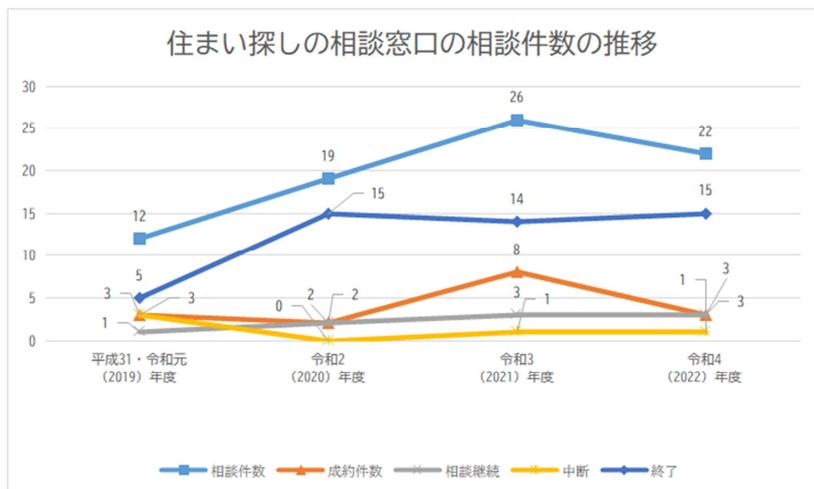
出典：各年国勢調査

(2) 住まい探しの相談窓口事業の実施状況

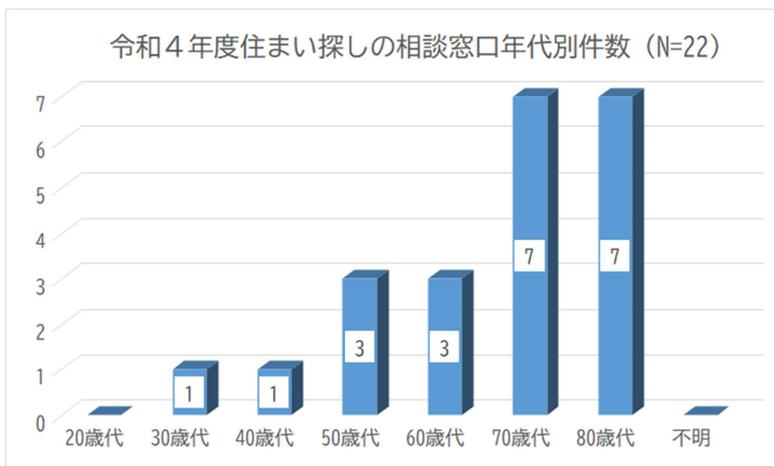
相談件数は、令和3（2021）年度まで増加していましたが、令和4（2022）年度に減少しました。成約件数は令和3（2021）年度の8件が最大となっております。

相談者の年齢は、63.6%が70歳以上の高齢者となっております。
 相談者の世帯収入は、年金のみの方が72.7%となっております。
 相談者の72.7%が単身での入居希望となっております。

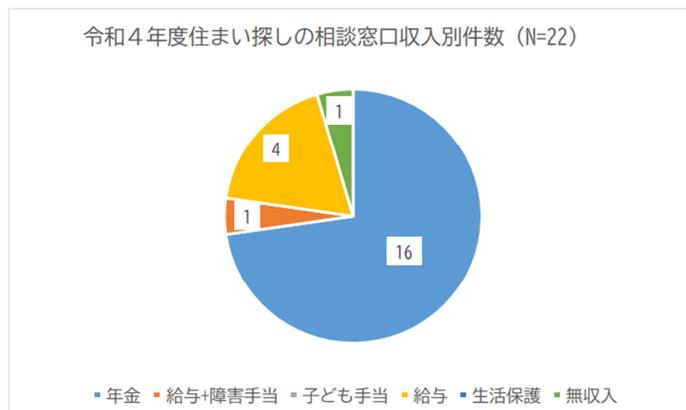
相談者の 63.6%の世帯が月収 20 万円未満の世帯となっております。



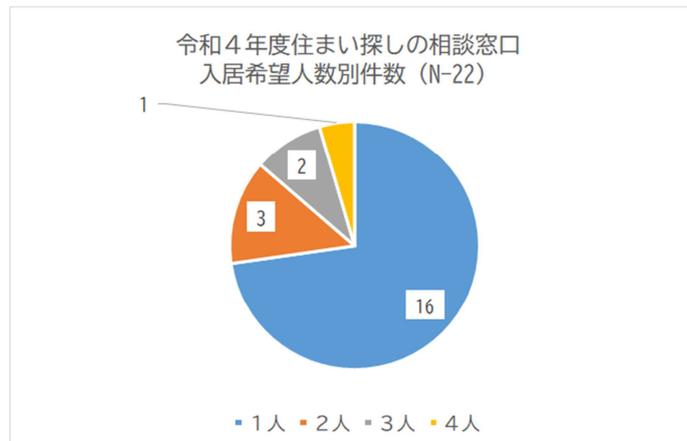
※各年度未現在



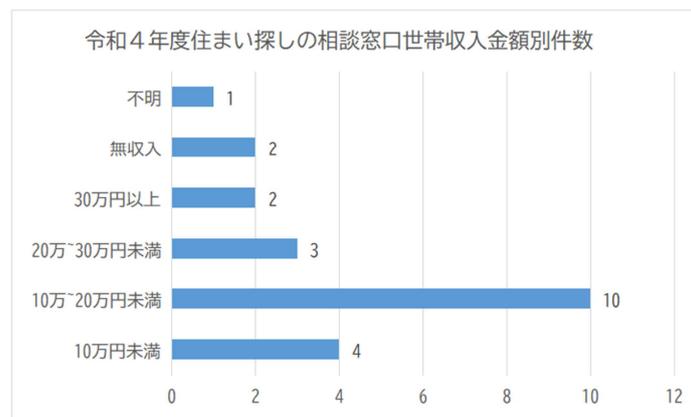
※令和4（2022）年度未現在



※令和4（2022）年度未現在



※令和4（2022）年度未現在



※令和4（2022）年度未現在

6 地域づくりの現状

(1) コミュニティソーシャルワーカー

平成30（2018）年度にあいとぴあエリアに令和2（2020）年度にこまえ苑エリアに、令和4（2022）年度こまえ正吉苑エリアにコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を1人ずつ配置し、地域づくりを行いました。

いずれの年度も個別支援及び地域支援の相談・支援人数及び相談・支援延回数が増加していますが、特に令和3（2021）年度の地域支援の支援延回数が前年度比344.2%増加しています。

内容別の相談延回数は、いずれの年度も障がい（精神）及びひきこもりの回数が上位となっています。

相談内容としては、不登校、生活困窮、依存症に関する相談が増加しています。相談者数としては、障がい（精神）、障がい（発達）、ひきこもり、不登校、居

場所、生活困窮に関する相談者が増加しています。

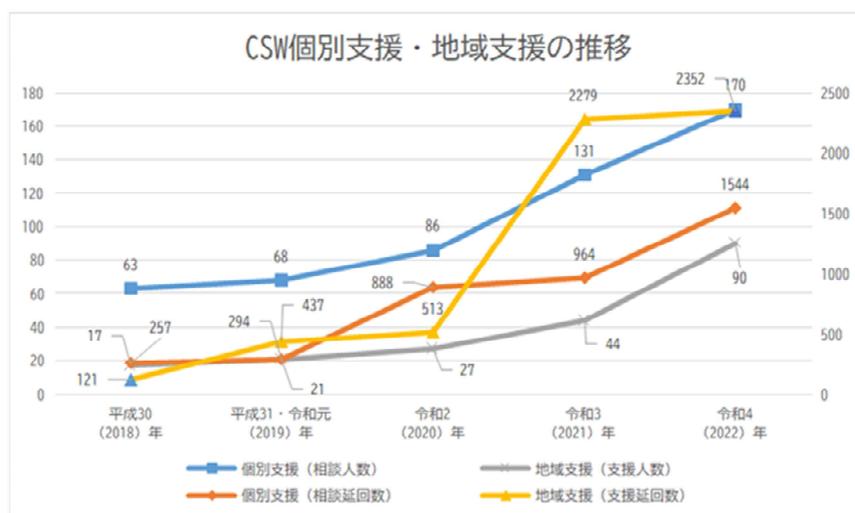
令和4年度の相談者1人あたりの相談回数の平均は、相談内容別で依存症が54.5回、ひきこもりが21.3回、生活困窮が11.5回、居場所が8.4回、障がい（精神）が8.2回となっており、これらの相談内容については、伴走型支援が求められています。

関係機関との連携については、相談内容に応じて保健所、障がい者支援事業、子ども支援機関（SSWを含む。）が増加しています。

ア 配置

配置エリア	あいとぴあエリア	こまえ苑エリア	こまえ正吉苑エリア
配置年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度

イ 個別支援・地域支援件数



出典：各年度 事業報告書（社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会）

ウ 個別支援・地域支援の内容

CSW 個別支援相談延回数（内容別）の推移

	高齢（介護保険）	高齢者（介護保険以外）	障がい（身体）	障がい（精神）	障がい（発達）	障がい（知的）	ひきこもり	不登校	子ども・未成年	非行	居場所	近隣トラブル	生活困窮	医療	依存症	DV	ごみ屋敷	自殺	虐待	ホームレス	外国籍	通称・ボランティア	その他
平成30（2018）年度	34	23	0	77	0	3	43	0	0	0	13	8	11	5	0	9	2	3	1	5	0	0	20
平成31・令和元（2019）年度	52	8	0	43	3	3	104	6	0	0	23	5	2	6	0	3	1	1	7	2	0	0	25
令和2（2020）年度	43	27	0	34	3	65	448	49	0	0	1	25	44	0	3	13	1	1	12	1	6	0	113
令和3（2021）年度	37	106	3	173	0	33	175	118	0	0	23	42	20	29	10	4	9	0	9	0	1	0	172
令和4（2022）年度	61	186	9	147	33	1	425	41	19	2	151	38	115	7	109	0	0	1	7	0	11	57	124

CSW 個別支援相談者数（内容別）の推移

	高齢(介護保険)	高齢者(介護保険除く)	障がい(身体)	障がい(精神)	障がい(発達)	障がい(知的)	ひきこもり	不登校	子ども・未成年	非行	居場所	近隣トラブル	生活困窮	医療	依存症	DV	ごみ屋敷	自殺	虐待	ホームレス	外国籍	寄附・ボランティア	その他
平成30(2018)年	11	6	0	8	0	2	7	0	0	0	4	4	3	3	0	3	2	1	1	1	0	0	7
平成31・令和元(2019)年	12	6	0	7	1	2	12	4	0	0	6	1	1	2	0	1	1	1	2	1	0	0	8
令和2(2020)年	9	7	0	9	1	3	9	5	0	0	1	4	6	0	0	2	2	1	2	1	3	0	21
令和3(2021)年	20	26	1	15	0	11	17	11	0	0	0	10	9	4	2	1	2	0	4	0	1	0	23
令和4(2022)年	29	39	5	18	10	1	20	12	3	1	18	6	10	3	2	0	0	1	2	0	3	9	18

工 日常生活圏域別個別支援・地域支援件数



出典: 令和4年度 事業報告書(社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会)

オ 連携先関係機関

CSW 連携先関係機関の推移

	市	学校関係機関	保健所	警察	社協	包括	高齢者支援事業所	障がい者支援事業所	子ども支援機関(SSWを含む。)	就労支援事業所	医療機関	民生委員・児童委員	町会・自治会	市民活動支援センター	市民活動団体(者)	家族・親族	地域住民	民間事業者	その他
平成30(2018)年	27	0	0	0	22	46	0	3	2	0	14	7	3	6	11	16	18	3	2
平成31・令和元(2019)年	45	2	2	1	43	35	18	7	2	0	0	4	20	11	8	1	9	0	4
令和2(2020)年	184	32	7	0	266	74	18	29	17	3	7	5	15	12	65	2	55	9	31
令和3(2021)年	69	33	8	0	53	70	33	49	89	1	12	14	8	13	49	23	31	8	13
令和4(2022)年	57	3	49	0	56	82	21	65	12	0	29	18	2	169	20	61	17	18	8

※社協: 総務、あんしん狛江、笑顔サービス等、他社協も含む。

※高齢者支援事業所: こまほっとシルバー相談室、居宅介護支援事業所、特養、デイサービス等

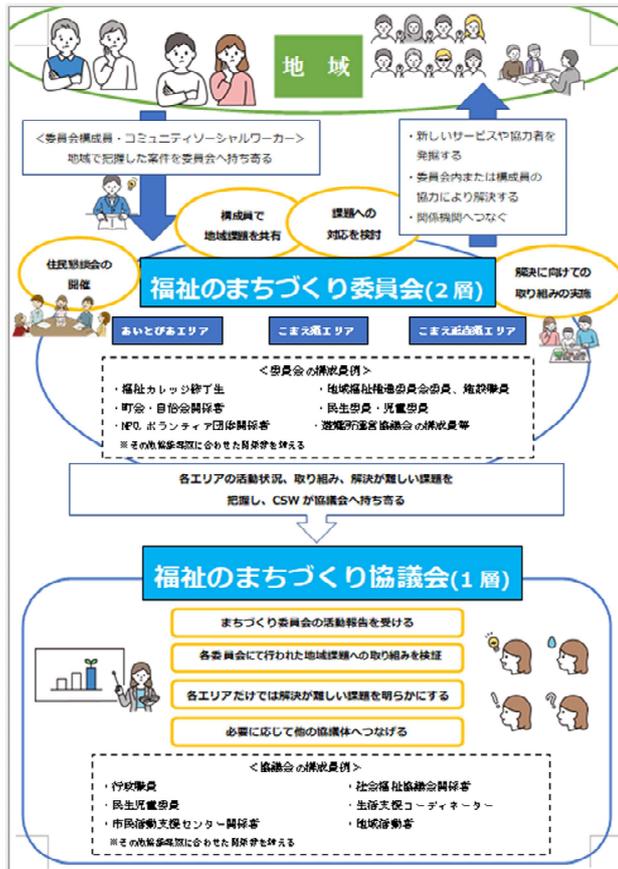
※障がい者支援事業所: サポート、就労支援事業所、グループホーム等

※子ども支援機関(SSWを含む。): 子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、児童館等

出典: 各年度 事業報告書(社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会)

(2) 福祉のまちづくり委員会・協議委員会

福祉のまちづくり委員会・協議委員会の活動は、令和4(2022)年度から全ての日常生活圏域での活動が本格化しました。各地域のアセスメントを行い、地域の課題を把握し、課題解決に向けた取組を進めていく必要があります。



福祉のまちづくり委員会・協議会の活動内容（エリア別）

年度	あいとぴあエリア	こまえ苑エリア	こまえ正吉苑エリア
平成 30 (2018) 年度 (プレ開催)	東和泉：調査		
平成 31・令和元 (2019)年度	中和泉・元和泉・西 和泉：車座トーク2 回、まちづくりアン ケート・インタビュー (163人)		
令和2 (2020)年度	福祉カレッジ修了生企画「OneMeet」の開催（地域診断について）		
令和3 (2021)年度	1月：設立 名称：和泉手つなぎ 会 民生委員・児童委 員、市民活動者、福 祉事業所職員など 8人が参加。	8月：設立 名称：いこいねっと 民生委員・児童委 員、地域福祉推進委 員会会長、地域包括 支援センター職員、 PTA、市民活動者な	1月：準備会 市民活動者、福祉事 業所職員、教育関係 者など9人が参加。 地域課題の討議を 3回実施。 まち歩きを1回実

	地域課題の討議を 3回実施	ど10人が参加。 地域課題の討議を 4回実施	施
令和4(2022)年度	福祉のまちづくり協議委員会、10月設置		
	定例会6回、役員会 4回開催	定例会5回開催、代 表副代表会5回、そ の他活動3回	4月：設立 名称：のがわのわ 定例会11回開催

出典：各年度 事業報告書（社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会）

(3) 福祉カレッジ

平成30(2018)年度のプレ開催から今後の地域福祉を担う地域住民合計74人を輩出いたしました。カリキュラムの改定により、市民及び福祉事業者のニーズに応じた福祉人材を輩出していく必要があります。

福祉カレッジの実績

年度	定員数	修了人数	カリキュラム
平成30(2018)年度 (プレ開催)	20人	19人	全11回、地域福祉、コミュニティソーシャルワーカー、災害、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、多世代交流、フィールドワーク
平成31・令和元 (2019)年度	15人	11人	全14回、地域福祉、コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者支援、災害、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、多世代交流、フィールドワーク
令和2(2020)年度	15人	14人	全6回、地域福祉、コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者支援、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、多世代交流、市民活動
令和3(2021)年度	15人	13人	全10回、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者支援、地域包括支援センター、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援、多世代交流
令和4(2022)年度	20人	17人	全10回、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、生活困窮者支援、地域包括支援センター、障がい者支援、LGBTQ、多世代交流

出典：各年度 事業報告書（社会福祉法人 狛江市社会福祉協議会）

(4) 地域の居場所（まちの縁側）

ア 「まちの縁側」とは

対象者を限定せず、子どもから高齢者まで市民がいつでも気軽に集い、緩やかに出会い、関わり合うことのできる場であり、集いの場としての機能だけではなく、元気高齢者等の活躍の場や、福祉的な課題に市民の支え合いを通して取り組む等、多機能混在な小さなコミュニティをいう。

イ 「まちの縁側」の要件

次の全ての要件を満たす場をいう。

- ①年齢や属性を問わず誰でも利用できる場であること。
- ②金銭を対価とせず、又はごく低額で利用できる場であること。
- ③目的外の来訪者にも積極的に解放された場であること。
- ④来訪者に関わる「人」が存在する場であること。

出典：令和3年度市民提案型協働事業「多世代交流の小さな拠点（まちの縁側）の整備に向けたアクションリサーチ」最終報告書を一部改変

ウ 市内の「まちの縁側」

市内の「まちの縁側」は現在次の4箇所です。

- ①よしこさん家（元和泉）
- ②野川のえんがわ こまち（西野川）
- ③ふらっとなんぶ（駒井町）
- ④狛江プレーパーク（元和泉）

Ⅲ 市民意識調査から見る現状

1 市民一般調査

(1) 社会的孤立・孤独

ア 家族や友人たちとのコミュニケーション頻度が（直接会う、電話、書面、SNS、メール等のいずれも）週に1回以下を「社会的孤立」該当者とした場合、「社会的孤立」は **5.7%（集計暫定値）** となっています。

イ さみしい気持ち（孤独感）を「とても感じる」を「孤独」該当者とした場合、「孤独」は **4.7%** となっています。

(SA) 問17 さみしい気持ち（孤独感）を日頃、感じますか。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	とても感じる	60	4.7
2	やや感じる	239	18.7
3	あまり感じない	469	36.7
4	感じない	498	39.0
	無回答	12	0.9
N	(%ベース)	1278	100

ウ 年齢階層別にみると「社会的孤立」については、年齢の偏りはあまり見られない一方、「孤独」については、**40歳代が35.0%で最も多くなっています。**

問1 令和4年12月1日現在のあなたの年齢をお伺いします。 × 社会的孤立+孤独

%		問1 令和4年12月1日現在のあなたの年齢をお伺いします。									
		人数	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
社会的孤立	全体	1278	0.2	4.7	17.2	23.3	22.8	18.7	10.6	2.3	0.2
	社会的孤立 該当	73	-	6.8	13.7	21.9	23.3	16.4	15.1	2.7	-
	社会的孤立 非該当	1199	0.3	4.6	17.5	23.5	22.8	18.9	10.0	2.3	0.2
孤独	全体	1278	0.2	4.7	17.2	23.3	22.8	18.7	10.6	2.3	0.2
	孤独 該当	60	1.7	6.7	20.0	35.0	25.0	6.7	5.0	-	-
	孤独 非該当	1206	0.2	4.6	17.2	22.9	22.6	19.5	10.5	2.4	0.2

エ 婚姻状況をみると「社会的孤立」、「孤独」ともに「未婚」で最も多く、それぞれ **50.7%、43.3%** となっています。

%		問3 あなたの現在の婚姻状況。なお、「配偶者」には事実上夫婦として生活しているが、婚姻届を提出していない場合も含む。					
		人数	未婚	配偶者あり	死別	離別	無回答
社会的孤立	全体	1278	15.5	73.6	4.5	6.0	0.3
	社会的孤立 該当	73	50.7	20.5	12.3	16.4	-
	社会的孤立 非該当	1199	13.3	77.0	3.9	5.4	0.3
孤独	全体	1278	15.5	73.6	4.5	6.0	0.3
	孤独 該当	60	43.3	41.7	3.3	10.0	1.7
	孤独 非該当	1206	14.1	75.3	4.5	5.9	0.2

オ 最終学歴別にみると「社会的孤立」については、偏りはあまり見られない一方、「孤独」については、「**高校（旧制中学校を含む）が30.0%と比較的に多くなっています。**

%		問7 あなたが最後に卒業した学校又は現在、在学している学校をお答えください。							
		人数	小学・中学	専門学校	短大・高専	大学	大学院	その他	無回答
社会的孤立	全体	1278	0.9	17.6	11.9	12.4	50.1	6.8	-
	社会的孤立 該当	73	1.4	21.9	19.2	11.0	35.6	11.0	-
	社会的孤立 非該当	1199	0.8	17.3	11.4	12.5	51.0	6.6	-
孤独	全体	1278	0.9	17.6	11.9	12.4	50.1	6.8	-
	孤独 該当	60	5.0	30.0	15.0	11.7	31.7	6.7	-
	孤独 非該当	1206	0.7	17.0	11.7	12.4	51.0	6.9	-

カ 現在の仕事別にみると「社会的孤立」、「孤独」ともに「正規の職員・従業員」が41.1%、35.0%と最も多く、「社会的孤立」については、「仕事をしていない（仕事を探していない）」が16.0%と比較的多い一方、「孤独」については、「パート・アルバイト（学生アルバイトを除く）」が18.3%と多くなっています。

%		問8 あなたの現在の仕事をお答えください。												
		人数	正規の職員・従業員	派遣社員	パート・アルバイト（学生アルバイトを除く）	契約社員・嘱託	会社などの役員	自営業主	家族従業員・内職	学生・生徒	仕事をしていない（仕事を探していない）	仕事をしていない（仕事を探している）	その他	無回答
社会的孤立	全体	1278	41.0	2.5	14.6	7.2	3.1	6.1	1.4	1.2	4.6	16.0	-	2.3
	社会的孤立 該当	73	41.1	1.4	8.2	8.2	-	9.6	-	-	12.3	16.4	-	2.7
	社会的孤立 非該当	1199	41.2	2.6	15.1	7.1	3.3	5.8	1.5	1.3	4.1	15.8	-	2.3
孤独	全体	1278	41.0	2.5	14.6	7.2	3.1	6.1	1.4	1.2	4.6	16.0	-	2.3
	孤独 該当	60	35.0	1.7	18.3	3.3	1.7	5.0	3.3	3.3	11.7	6.7	-	10.0
	孤独 非該当	1206	41.4	2.6	14.6	7.4	3.2	6.1	1.3	1.1	4.1	16.3	-	1.9

キ 現在の住まい別にみると「社会的孤立」、「孤独」ともに「民間の賃貸住宅」で最も多く、それぞれ45.2%、40.0%となっています。

%		問9 あなたの現在の住まいをお答えください。										
		人数	持ち家（一戸建）	持ち家（マンションなどの共同住宅）	民営の賃貸住宅	都道府県・市営の賃貸住宅	都市再生機構（UR）・公社などの賃貸住宅	給与住宅（社宅・公務員住宅など）	会社・学校等の寮・寄宿舎	わからない	その他	無回答
社会的孤立	全体	1278	47.4	25.1	21.8	1.8	1.5	0.9	0.2	0.5	0.3	0.6
	社会的孤立 該当	73	24.7	15.1	45.2	6.8	4.1	1.4	-	2.7	-	-
	社会的孤立 非該当	1199	49.0	25.9	20.4	1.5	1.3	0.8	0.2	0.3	0.3	0.2
孤独	全体	1278	47.4	25.1	21.8	1.8	1.5	0.9	0.2	0.5	0.3	0.6
	孤独 該当	60	36.7	11.7	40.0	5.0	5.0	-	-	1.7	-	-
	孤独 非該当	1206	48.1	26.0	21.0	1.7	1.3	0.9	0.2	0.4	0.3	0.2

ク 年間世帯収入別にみると「社会的孤立」、「孤独」ともに400万円未満の所得の方が多くなっています。

%		問10 あなたの世帯の2022年における年間収入（税・社会保険料込み） 自営業の場合には営業利益（税込み）											
		人数	100万円未満	100～199万円	200～299万円	300～399万円	400～499万円	500～699万円	700～999万円	1000～1499万円	1500万円以上	わからない	無回答
社会的孤立	全体	1278	5.0	6.3	9.4	8.6	9.1	13.8	17.2	16.0	5.9	6.6	2.1
	社会的孤立 該当	73	17.8	12.3	19.2	9.6	6.8	12.3	12.3	2.7	1.4	5.5	-
	社会的孤立 非該当	1199	4.3	6.0	8.8	8.6	9.3	14.0	17.6	16.8	6.2	6.7	1.8
孤独	全体	1278	5.0	6.3	9.4	8.6	9.1	13.8	17.2	16.0	5.9	6.6	2.1
	孤独 該当	60	11.7	15.0	8.3	15.0	3.3	11.7	13.3	10.0	1.7	10.0	-
	孤独 非該当	1206	4.7	5.9	9.5	8.4	9.4	14.0	17.5	16.3	6.1	6.5	1.7

ケ 頼れる人がいるか事柄別でみると、愚痴を聞いてくれる人（情緒的支援者）が「いる」は全体の82.1%に対して、「社会的孤立」は46.6%、「孤独」は45.0%となっています。また、「喜びや悲しみを分かち合う人（感情的共有者）」が「いる」は全体の87.9%に対して、「社会的孤立」は49.3%、「孤独」は45.0%となっています。

%		問13 ④愚痴を聞いてくれること 頼れる人				
		人数	いる	いない	そのことでは人に頼らない	無回答
社会的孤立	全体	1278	82.1	9.0	7.7	1.2
	社会的孤立 該当	73	46.6	27.4	21.9	4.1
	社会的孤立 非該当	1199	84.7	7.9	6.9	0.5
孤独	全体	1278	82.1	9.0	7.7	1.2
	孤独 該当	60	45.0	50.0	5.0	-
	孤独 非該当	1206	84.3	7.0	8.0	0.7

%		問13 ⑤喜びや悲しみを分かち合うこと 頼れる人				
		人数	いる	いない	そのことでは人に頼らない	無回答
社会的孤立	全体	1278	87.9	6.8	3.8	1.4
	社会的孤立 該当	73	49.3	28.8	17.8	4.1
	社会的孤立 非該当	1199	90.7	5.5	3.0	0.8
孤独	全体	1278	87.9	6.8	3.8	1.4
	孤独 該当	60	45.0	48.3	6.7	-
	孤独 非該当	1206	90.5	4.8	3.7	0.9

コ 行政機関やNPO等の民間団体から支援を「受けている」は全体の5.3%に対して、「社会的孤立」は6.8%、「孤独」は18.3%と多くなっています。また、「受けていない」は全体で90.8%、うち「支援の受け方がわからないため」が全体の9.1%に対して「社会的孤立」は17.5%、「孤独」は32.6%となっています。

%		問14 あなたは現在、行政機関やNPO等の民間団体から、困りごとに対する支援（対価を直接支払うものを除く。）を受けていますか。				
		人数	受けている	受けていない	わからない	無回答
社会的孤立	全体	1278	5.3	90.8	2.6	1.3
	社会的孤立 該当	73	6.8	86.3	5.5	1.4
	社会的孤立 非該当	1199	5.3	91.5	2.4	0.8
孤独	全体	1278	5.3	90.8	2.6	1.3
	孤独 該当	60	18.3	71.7	8.3	1.7
	孤独 非該当	1206	4.7	92.3	2.3	0.7

%		問14-4 [問14で2と回答した方] その理由をお答えください。									
		人数	支援が必要でないため	支援が必要だが、我慢できる程度であるため	支援の受け方がわからないため	支援を受けるための手続きが面倒であるため	支援を受けるのが恥ずかしいと感じるため	支援を受けると相手に負担をかけるため	支援を申し込んだが断られたため（支援対象外の場合を含む）	その他	無回答
社会的孤立	全体	1160	88.4	4.8	9.1	3.4	1.4	0.9	1.0	0.7	0.8
	社会的孤立 該当	63	79.4	11.1	17.5	6.3	3.2	-	1.6	-	3.2
	社会的孤立 非該当	1097	88.9	4.5	8.7	3.3	1.3	1.0	1.0	0.7	0.6
孤独	全体	1160	88.4	4.8	9.1	3.4	1.4	0.9	1.0	0.7	0.8
	孤独 該当	43	46.5	16.3	32.6	14.0	4.7	4.7	9.3	4.7	-
	孤独 非該当	1113	89.9	4.3	8.3	3.1	1.3	0.8	0.7	0.5	0.8

サ 助けが必要な時に何らかの手助けをしない割合は、全体に比べて「社会的孤立」と「孤独」は多くなっています。（問15-①～④×社会的孤立+孤独）

シ 地域活動・ボランティア活動等に参加する予定は「ない」割合は、どの項目においても全体に比べて「社会的孤立」と「孤独」は多くなっていますが、「趣味の会やスポーツクラブ」では参加意向が比較的多く示されています。

%		問16-⑤ 趣味の会やスポーツクラブ 参加していますか					
		人数	1年以上前から参加している	この1年以内に新たに参加するようになった	参加したいができない	参加する予定はない	無回答
社会的孤立	全体	1278	24.8	4.1	23.5	44.9	2.7
	社会的孤立 該当	73	19.2	4.1	21.9	49.3	5.5
	社会的孤立 非該当	1199	25.3	4.1	23.7	44.9	2.1
孤独	全体	1278	24.8	4.1	23.5	44.9	2.7
	孤独 該当	60	5.0	1.7	38.3	50.0	5.0
	孤独 非該当	1206	25.9	4.2	23.0	45.1	1.8

ス 寂しい気持ちを「とても感じる」(孤独)は全体で4.7%に対して「社会的孤立」

は13.7%と多くなっています。

%		問17 さみしい気持ち（孤独感）を日頃、感じますか。					
		人数	とても感じる	やや感じる	あまり感じない	感じない	無回答
社会的孤立	全体	1278	4.7	18.7	36.7	39.0	0.9
	社会的孤立 該当	73	13.7	30.1	35.6	19.2	1.4
	社会的孤立 非該当	1199	4.2	18.1	36.9	40.4	0.4
孤独	全体	1278	4.7	18.7	36.7	39.0	0.9
	孤独 該当	60	100.0	-	-	-	-
	孤独 非該当	1206	-	19.8	38.9	41.3	-

(2) 感染症によるつながりの低下

ア 新型コロナウイルスの影響で、人と直接会ってコミュニケーションをとることが「減った」が全体の79.4%に対して「30歳代」84.5%、「40歳代」83.0%となっています。他方、人と直接会わずにコミュニケーションをとることが「増えた」が全体の37.9%に対して「20歳代」55.0%、「50歳代」43.6%と多くなっています。

%		問18 ① 人と直接会ってコミュニケーションをとること コロナ感染拡大のコミュニケーションへの変化				
		人数	増えた	変わらない	減った	無回答
6年齢階層	全体	1278	1.6	18.5	79.4	0.5
	20歳代	60	3.3	23.3	73.3	-
	30歳代	220	1.4	14.1	84.5	-
	40歳代	298	1.3	14.4	83.9	0.3
	50歳代	291	1.4	19.6	79.0	-
	60歳代	239	0.4	18.8	80.3	0.4
	70歳以上	165	3.6	27.9	66.1	2.4

%		問18 ② 人と直接会わずにコミュニケーションをとること コロナ感染拡大のコミュニケーションへの変化				
		人数	増えた	変わらない	減った	無回答
6年齢階層	全体	1278	37.9	53.4	8.1	0.5
	20歳代	60	55.0	40.0	5.0	-
	30歳代	220	35.9	54.5	9.5	-
	40歳代	298	37.6	53.4	9.1	-
	50歳代	291	43.6	48.1	8.2	-
	60歳代	239	34.7	57.3	7.5	0.4
	70歳以上	165	29.1	61.2	6.7	3.0

イ 新型コロナウイルスの影響で、家族以外の親しい人との関係が「やや悪くなった/悪くなった」が全体の29.7%に対して「孤独」が43.4%と多く、また、地域・社会とのつながりが「やや悪くなった/悪くなった」が全体の34.2%に対して「孤独」が55.0%と多く、新型コロナウイルスは「孤独」でより影響が大きくなっています。

%		問19 ③ 家族以外の親しい人との関係 コロナ感染拡大の日常生活への変化						
		人数	良くなった	まあ良くなった	変わらない	やや悪くなった	悪くなった	無回答
社会的孤立	全体	1278	1.7	4.3	63.5	25.2	4.5	0.9
	社会的孤立 該当	73	-	6.8	67.1	21.9	4.1	-
	社会的孤立 非該当	1199	1.8	4.2	63.3	25.5	4.5	0.7
孤独	全体	1278	1.7	4.3	63.5	25.2	4.5	0.9
	孤独 該当	60	1.7	6.7	46.7	26.7	16.7	1.7
	孤独 非該当	1206	1.7	4.1	64.5	25.4	3.8	0.4

%		問19 ④ 地域・社会とのつながり コロナ感染拡大の日常生活への変化						
		人数	良くなった	まあ良くなった	変わらない	やや悪くなった	悪くなった	無回答
社会的孤立	全体	1278	0.8	2.6	61.6	25.7	8.5	0.9
	社会的孤立 該当	73	-	-	72.6	20.5	5.5	1.4
	社会的孤立 非該当	1199	0.8	2.8	61.1	26.2	8.6	0.6
孤独	全体	1278	0.8	2.6	61.6	25.7	8.5	0.9
	孤独 該当	60	-	-	45.0	25.0	30.0	-
	孤独 非該当	1206	0.8	2.7	62.6	26.0	7.4	0.6

ウ ひきこもり

(ア) 周りの方に「ひきこもり」の状態にある方がいるかについては、「いる」が11.0%となっており、令和元年度調査の11.3%から変化はみられません。「いる」は「社会的孤立」15.1%、「孤独」21.7%と全体より多くなっています。

%		問20 あなたやあなたの周りの方に「ひきこもり」の状態にある方はいますか。				
		人数	いる	いない	わからない	無回答
社会的孤立	全体	1278	11.0	74.4	13.0	1.6
	社会的孤立 該当	73	15.1	54.8	27.4	2.7
	社会的孤立 非該当	1199	10.8	75.8	12.1	1.3
孤独	全体	1278	11.0	74.4	13.0	1.6
	孤独 該当	60	21.7	48.3	26.7	3.3
	孤独 非該当	1206	10.5	76.0	12.3	1.2

(イ) 回答者本人が「ひきこもり」と認識している割合は全体の1.8%（全国値1.5%程度）となっています。なお、回答者の家族が「ひきこもり」と認識している割合は全体の3.0%であり、自覚していない「ひきこもり」の方を含めると1.8%より増える可能性があります。

(ウ) 「ひきこもり」の状態にある方が周りに「いる」との回答のうち、該当者が「回答者本人」は全体の16.4%に対して、「社会的孤立」63.6%、「孤独」61.5%と多くなっており、「ひきこもり」の状態にある方は日頃コミュニケーション頻度が少なく、寂しさを感じている様子が窺えます。

%		問21 【問20で1と回答した方】 その方とあなたの関係を教えてください。								
		人数	(回答者)本人	家族	親族	学校・職場などの知人	近所の人	SNSなどで知り合った人	その他	無回答
社会的孤立	全体	140	16.4	27.1	20.7	15.0	9.3	-	-	11.4
	社会的孤立 該当	11	63.6	27.3	-	-	9.1	-	-	-
	社会的孤立 非該当	129	12.4	27.1	22.5	16.3	9.3	-	-	12.4
孤独	全体	140	16.4	27.1	20.7	15.0	9.3	-	-	11.4
	孤独 該当	13	61.5	23.1	-	-	7.7	-	-	7.7
	孤独 非該当	127	11.8	27.6	22.8	16.5	9.4	-	-	11.8

(エ) 「ひきこもり」の状態にある方の年齢階層は、「40歳代」が20.7%で最も多く、次いで、「20歳未満」が20.0%となっています。

(SA) 問22 【問20で1と回答した方】 その方の年齢を教えてください。



(オ) 「ひきこもり」の状態にある方の交流の状態については、「家族と会話はするが、家族以外の人と交流がない」が51.4%で最も多く、次いで、「人と会うことはほとんどないが、SNS、インターネット等を通じて人と交流している」が21.4%となっています。

(SA) 問23 【問20で1と回答した方】 その方の交流の状況について、お答えください。



(カ) 「ひきこもり」となったきっかけは、「精神的な疾病や障がい」が29.2%、「失業・退職」が23.3%、「きっかけがわからない」が17.5%となっています。「社会的孤立」と「孤独」では「失業・退職」と「精神的な疾病や障がい」が最も多く、「失業・退職」はそれぞれ62.5%、70.0%、「精神的な疾病や障がい」はそれぞれ50.0%、60.0%となっています。

(MA) 問26 「問24で1～4を回答した方」その方がその状態になったきっかけは何ですか。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	疾病や障がい（精神的なもの）	35	29.2
2	疾病や障がい（身体的なもの）	13	10.8
3	失業・退職	28	23.3
4	受験や就職で失敗した	10	8.3
5	学校や職場でのいじめや疎外感	22	18.3
6	不登校（小学校）	9	7.5
7	不登校（中学校）	16	13.3
8	不登校（高等学校）	14	11.7
9	性格的なもの	20	16.7
10	事故や犯罪	2	1.7
11	特にきっかけや理由はない	5	4.2
12	きっかけがわからない	21	17.5
13	その他	10	8.3
	無回答	0	0.0
	N（%ベース）	120	100

		問26 「問24で1～4を回答した方」その方がその状態になったきっかけは何ですか。														
		人数	疾病や障がい（精神的なもの）	疾病や障がい（身体的なもの）	失業・退職	受験や就職で失敗した	学校や職場でのいじめや疎外感	不登校（小学校）	不登校（中学校）	不登校（高等学校）	性格的なもの	事故や犯罪	特にきっかけや理由はない	きっかけがわからない	その他	無回答
社会的孤立	全体	120	29.2	10.8	23.3	8.3	18.3	7.5	13.3	11.7	16.7	1.7	4.2	17.5	8.3	-
	社会的孤立 該当	8	50.0	12.5	62.5	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	12.5	12.5
	社会的孤立 非該当	112	27.7	10.7	20.5	8.9	18.6	8.0	14.3	12.5	17.9	1.8	4.5	17.9	8.0	-
孤独	全体	120	29.2	10.8	23.3	8.3	18.3	7.5	13.3	11.7	16.7	1.7	4.2	17.5	8.3	-
	孤独 該当	10	60.0	40.0	70.0	-	30.0	-	-	-	30.0	-	10.0	10.0	-	-
	孤独 非該当	110	26.4	8.2	19.1	9.1	17.3	8.2	14.5	12.7	15.5	1.8	3.6	18.2	9.1	-

エ 避難行動要支援者支援について

(ア) 呼びかけ等により避難を開始するかについては、「市職員、消防職員・団員、町内会役員等による避難広報呼びかけ」が79.7%で最も多く、次いで、「近所の人々が避難を開始したことを確認したとき」が53.8%となっています。

(MA) 問35 あなたは下記の呼びかけ等により、避難を開始しますか。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	市職員、消防職員・団員、町内会役員等による避難広報呼びかけ	1019	79.7
2	近所の人々が避難を開始したことを確認したとき	687	53.8
3	直接、誰かに避難を呼びかけられたとき	670	52.4
4	あくまで自分で判断し避難する	465	36.4
5	避難をしない	11	0.9
6	その他	26	2.0
	無回答	10	0.8
	N（%ベース）	1278	100

(イ) 近隣に住む家族以外の避難行動要支援者のためにどのような助け合いや協力ができるかについては、「安否確認」が68.5%で最も多く、次いで、「安全な場所への避難の手助け」が63.1%となっています。

(MA) 問36 大地震などの災害時に、あなたは近隣に住む家族以外の避難行動要支援者のためにどのような助け合いや協力ができますか。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	安否確認	875	68.5
2	安全な場所への避難の手助け	807	63.1
3	災害状況や避難情報の伝達	701	54.9
4	家族や親族への連絡生活必需品の確保	526	41.2
5	一時的な保護	398	31.1
6	介護や手当て	296	23.2
7	精神的ケア	203	15.9
8	協力できない又は難しい	90	7.0
9	わからない	163	12.8
10	その他	6	0.5
	無回答	9	0.7
	N（%ベース）	1278	100

(ウ) 避難行動要支援者の対策としての行政への期待で特に重要だと思うものについては、「地域での協力体制づくりの支援」が43.7%で最も多く、次いで、「おむつややわらかい食べ物等避難行動要支援者用生活支援用品を蓄える」が29.3%となって

います。

(MA) 問37 避難行動要支援者の対策として、あなたは行政に何を期待しますか。特に重要だと思うものを2つまでお選びください。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	自動起動機能付きラジオなどの普及	248	19.4
2	地域での協力体制づくりの支援	559	43.7
3	おむつややわらかい食べ物等避難行動要支援者用生活支援用品を蓄える	374	29.3
4	避難行動要支援者の世帯情報を活用し、緊急時の対応活動を行う	330	25.8
5	避難行動要支援者の世帯を訪問し、防災などの相談にのる	82	6.4
6	障がいのある方への配慮	282	22.1
7	避難所で必要な配慮がなされるよう啓発を行う	252	19.7
8	避難行動要支援者も参加した防災・避難訓練を実施する	143	11.2
9	特になし	33	2.6
10	その他	17	1.3
	無回答	17	1.3
	N (%ベース)	1278	100

オ 近所づきあい、地域づくりについて

(ア) 普段の近所づきあいについて「会えばあいさつをする程度」が44.0%、「ほとんどない」が11.3%となっています。「ほとんどない」は全体の11.8%に対して、「20歳代」38.3%、「ひとり暮らし」39.4%、「社会的孤立」38.3%、「孤独」31.7%と多くなっています。

%		問38 あなたは普段どの程度、ご近所づきあいをしていますか。							
		人数	困ったときに、助け合える人がいる	助け合うまではいかないが、親しく話をしている人がいる	地域のお祭りや季節の行事などの活動の時だけつきあう	つきあいはしているが、それほど親しくない	会えばあいさつする程度	つきあいはほとんどない	無回答
社会的孤立	全体	1278	11.3	19.0	1.1	11.7	44.0	11.8	1.2
	社会的孤立 該当	73	1.4	11.0	1.4	13.7	31.5	38.4	2.7
	社会的孤立 非該当	1199	11.8	19.5	1.1	11.6	44.9	10.2	0.9
孤独	全体	1278	11.3	19.0	1.1	11.7	44.0	11.8	1.2
	孤独 該当	60	3.3	11.7	-	13.3	38.3	31.7	1.7
	孤独 非該当	1206	11.6	19.5	1.2	11.7	44.3	10.9	0.9

(イ) 住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係の必要性については、「必要だと思う」が70.1%で最も多く、次いで、「わからない」が24.2%となっています。「必要だと思う」は、「20歳代」60.0%、「ひとり暮らし」65.7%、「社会的孤立」61.6%、「孤独」48.3%と少なくなっています。

%		問39 あなたは、地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係が必要だと思いますか。				
		人数	必要だと思う	必要だと思わない	わからない	無回答
6年年齢層	全体	1278	70.1	4.5	24.2	1.3
	20歳代	60	60.0	13.3	26.7	-
	30歳代	220	64.1	7.3	28.2	0.5
	40歳代	298	66.8	4.4	27.5	1.3
	50歳代	291	69.4	2.4	26.8	1.4
	60歳代	239	74.9	3.3	20.1	1.7
	70歳以上	165	81.8	3.0	13.3	1.8
家族構成別	全体	1278	70.1	4.5	24.2	1.3
	ひとり暮らし	175	65.7	5.7	28.0	0.6
	その他	1084	70.8	4.2	23.5	1.4

%		問39 あなたは、地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的なささえあい、たすけあいの関係が必要だと思いませんか。				
		人数	必要だと思ふ	必要だと思わない	わからない	無回答
社会的孤立	全体	1278	70.1	4.5	24.2	1.3
	社会的孤立 該当	73	61.6	8.2	30.1	-
	社会的孤立 非該当	1199	70.7	4.3	23.9	1.2
孤独	全体	1278	70.1	4.5	24.2	1.3
	孤独 該当	60	48.3	11.7	38.3	1.7
	孤独 非該当	1206	71.2	4.1	23.6	1.0

(ウ) お世話役としての地域づくりに「参加したい」が23.4%、「参加しない」が23.7%、「わからない」が51.7%となっています。「参加したい」は「社会的孤立」で15.1%と少ない一方、「孤独」で26.7%と多くなっています。

%		問40 お世話役としての地域づくりへの参加意向				
		人数	参加したい	参加しない	わからない	無回答
社会的孤立	全体	1278	23.4	23.7	51.7	1.2
	社会的孤立 該当	73	15.1	24.7	60.3	-
	社会的孤立 非該当	1199	23.9	23.8	51.3	1.1
孤独	全体	1278	23.4	23.7	51.7	1.2
	孤独 該当	60	26.7	26.7	45.0	1.7
	孤独 非該当	1206	23.1	23.7	52.2	0.9

(エ) 地域活動・ボランティア活動等への取組意向については、「機会があれば、取り組んでもよい」が45.0%で最も多く、次いで、「取り組みたいが、できない」が23.1%となっています。「機会があれば、取り組んでもよい」は「20歳代」55.0%と多い一方、「社会的孤立」34.2%、「孤独」33.3%と少なくなっています。

%		問41 あなたは、今後、地域活動・ボランティア活動等に取り組んでいきたいと考えていますか。					
		人数	できるだけ、取り組んでいきたい	機会があれば、取り組んでもよい	取り組みたいが、できない	あまり取り組みたくない	無回答
6年齢階層	全体	1278	8.2	45.0	23.1	22.0	1.7
	20歳代	60	6.7	55.0	11.7	26.7	-
	30歳代	220	7.3	37.7	23.2	31.8	-
	40歳代	298	8.1	42.6	23.2	24.8	1.3
	50歳代	291	9.6	47.8	23.0	17.5	2.1
	60歳代	239	6.7	48.5	22.2	19.2	3.3
	70歳以上	165	9.7	44.2	29.1	14.5	2.4

%		問41 あなたは、今後、地域活動・ボランティア活動等に取り組んでいきたいと考えていますか。					
		人数	できるだけ、取り組んでいきたい	機会があれば、取り組んでもよい	取り組みたいが、できない	あまり取り組みたくない	無回答
社会的孤立	全体	1278	8.2	45.0	23.1	22.0	1.7
	社会的孤立 該当	73	2.7	34.2	28.8	32.9	1.4
	社会的孤立 非該当	1199	8.5	45.5	22.9	21.4	1.8
孤独	全体	1278	8.2	45.0	23.1	22.0	1.7
	孤独 該当	60	13.3	33.3	18.3	33.3	1.7
	孤独 非該当	1206	7.9	45.5	23.4	21.6	1.7

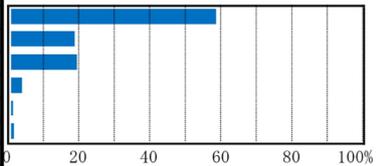
2 子ども市民調査

(1) 心身の健康や悩み

ア 健康状態は、「よい」が58.6%で最も多く、次いで、「ふつう」が18.2%となっています。

(SA) 問3 あなたの健康状態

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	よい	1401	58.6
2	まあよい	434	18.2
3	ふつう	448	18.8
4	あまりよくない	74	3.1
5	よくない	14	0.6
	無回答	18	0.8
N (%ベース)		2389	100



イ 現在、悩んだり困ったりしていることは「特にない」が54.5%、「進路や将来のこと」が26.5%、「成績のこと」が22.0%、「友だちとの関係のこと」が14.3%となっています。「ほっとできる場所がない該当者」では、「特にない」が37.2%、「進路や将来のこと」が30.3%、「成績のこと」が24.6%、「友だちとの関係のこと」が25.6%となっており、「進路や将来のこと」や「友だちとの関係のこと」悩んでいる割合が多くなっています。

%		問4 現在、悩んだり困ったりしていることはありますか。														
		人数	友だちとの関係のこと	成績のこと	進路や将来のこと	部活動(学校外でのクラブ活動をふくむ)のこと	学校生活に必要なお金のこと	生活に必要なお金のこと	塾(通信含む)や習い事に通えないこと	自分と家族との関係のこと	家族内の人間関係のこと(両親の仲が良くないなど)	病気や障がいのある家族のこと	自分のために使える時間が少ないこと	特にない	その他	無回答
ほっとできる場所の項目	全体	2389	14.3	22.0	26.5	5.9	1.5	3.1	1.0	4.7	3.8	1.2	4.6	54.5	2.1	2.4
	ほっとできる場所ある該当	2239	13.4	21.7	26.0	5.5	1.6	2.9	1.0	4.0	3.5	1.1	4.4	55.8	1.9	2.3
	ほっとできる場所ある非該当	195	25.6	24.6	30.3	9.7	1.0	5.1	1.5	14.9	7.7	2.6	6.7	37.4	6.2	3.6

ウ 心配事や悩みを聞いてくれる人について「父親・母親」が73.0%、「友達」が65.8%の一方、「そのような人はいない」が6.9%、「無回答」が1.3%となっています。

(MA) 問5 あなたの心配事や悩みを聞いてくれる人はだれですか。



(2) 居場所、重要なこと

ア ほっとできる居場所について「自分の家(リビングなど)」が68.1%、「自分の部屋」が60.8%である一方、「ない(わからない)」が5.0%、「無回答」が0.3%となっています。

(MA) 問6 ほっとできる「居場所」はどこですか。



イ ふだんの生活の中で特に重要だと思うことについて「自分のやりたいこと(スポーツ・音楽・ファッション・趣味など)に取り組めること」が46.3%、「家族と一緒に仲良く暮らすこと」が39.3%、「暴力や言葉や態度で傷つけられないこと」が30.9%となっています。

(MA) 問7 ふだんの生活の中で特に重要だと思うことは、次のうちどれですか。



(3) 家族のケア

ア 家族の中にあなたがお世話をしている人が「いる」(ケアラー)が3.3%(小学生の5.0%、中学生の1.4%)となっています(中学生の全国値は5.7%)。

(SA) 問8 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	いる・過去にいた	80	3.3
2	いない	2279	95.4
	無回答	30	1.3
	N (%ベース)	2389	100

イ ケアラーのお世話の対象者は、小学生では「まだ幼い」が47.7%で最も多く、次いで「年をとっている」が35.4%となっています。中学生では「高齢(65歳以上)」が46.7%で最も多く、次いで「介護(食事や身の回りのお世話)が必要」及び「身体障がい」がそれぞれ33.3%となっています。

ウ ケアラーのうちお世話の内容は、「一緒に買い物、散歩など」が47.5%で最も多く、次いで「見守り」が43.8%となっています。

エ ケアラーのうちお世話をしている回数は、「ほぼ毎日」が33.8%で最も多く、次いで、「週に3~5回」が22.5%となっています。学年別でみると、中学生では、「週に3~5日」が小学生に比べて13.3ポイント高くなっています。

	%	問12 [問8で1と回答した方] お世話をしている回数を教えてください。						
		人数	ほぼ毎日	週に3~5日	週に1~2日	1カ月に数日	その他	無回答
問1 属性	全体	80	33.8	22.5	15.0	10.0	-	18.8
	小学生	65	33.8	20.0	18.5	7.7	-	20.0
	中学生	15	33.3	33.3	-	20.0	-	13.3

オ ケアラーのうち1日のお世話の時間数は、「1時間」が16.3%で最も多く、次いで、「2時間」が12.5%となっています。

(SA) 問13 [問8で1と回答した方] 平日にお世話はどれくらい行っていますか。1日の時間数をお答えください。

No.	カテゴリ	件数	(全体)%
1	0時間	2	2.5
2	1時間	13	16.3
3	2時間	10	12.5
4	3時間	7	8.8
5	4時間	1	1.3
6	5時間	1	1.3
7	6時間	0	0.0
8	7時間	2	2.5
9	8時間	0	0.0
10	9時間	0	0.0
11	10時間	2	2.5
12	11時間	0	0.0
13	12時間	1	1.3
14	13時間	0	0.0
15	14時間	0	0.0
16	15時間	0	0.0
17	16時間	0	0.0
18	17時間	0	0.0
19	18時間	1	1.3
20	19時間	0	0.0
21	20時間	1	1.3
	無回答	39	48.8
	N (%ベース)	80	100

カ ケアラーのうちお世話をしていることで、やりたいけどできないことは、「宿題

「**する時間や勉強する時間が取れない**」及び「**自分の時間が取れない**」がそれぞれ6.3%で最も多く、次いで、「十分に寝られない」が5.0%となっています。

(MA) 問14 「問8で1と回答した方」お世話をしていることで、やりたいけど、できていないことはありますか。



キ ケアラーのうちお世話にすることで「**何らかのつらさを「感じる」**」は12.5%、「無回答」は16.3%となっています。

(MA) 問15 「問8で1と回答した方」お世話をするにつらさを感じていますか。



ク ケアラーのうちお世話を必要としている家族のことや、「**お世話の悩みを誰かに相談したことはあるか**」については、「**ない**」が71.3%で最も多く、次いで、「**ある**」が20.0%となっています。

(SA) 問16 「問8で1と回答した方」お世話を必要としている家族のことや、お世話の悩みを誰かに相談したことはありますか。



ケ ケアラーのうち学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としていることは、「「**学校の勉強や受験勉強など学習のサポート**」が10.0%で最も多く、次いで、「**自由に使える時間がほしい**」が7.5%となっています。

(MA) 問20 「問8で1と回答した方」学校や周りの大人に助けてほしいことや、必要としていることはありますか。



IV 現行計画に見る現状・課題について (現在調整中)

1 地域福祉計画

重点施策		現状	課題
1 多様な地域生活課題に応える包括的支援のしくみづくり			
(1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築			
①	複雑化・複合化した課題に対応できる包括的で切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。	狛江市第1次重層的支援体制整備事業実施計画のつなぐシート及び体制整備の進捗が遅れています。	令和5年度内に第1次計画で掲げた3つの重層化を図るための仕組みづくり、体制整備を行うという目標の達成を目指します。
(2) 新しい支援体制を支える環境整備			
②	福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。	毎年度実施方法、カリキュラム等を改善して、福祉カレッジを実施しています。	多様な福祉の担い手となる人材を確保できるような、カリキュラムの改善が必要です。
③	コーディネーター人材を確保し、コーディネーター機能の強化を図ります。	令和4年度に福祉のまちづくり協議委員会を設置し、全ての日常生活圏域に福祉のまちづくり委員会を設置したことにより、地域生活課題を地域住民で解決するための仕組みが整いました。	この仕組みを活用し、地域のアセスメントを行い、アセスメント結果に基づき、地域生活課題を把握し、地域住民とともに地域生活課題を解決する中で住民力を強化していく必要があります。
3 安心・安全に暮らせるまちづくり			
(1) 防災・防犯体制の充実			
①	災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。	ガイドラインの改定を踏まえた狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの改定が遅れています。	令和5年度中のプランを改定を目指します。

2 高齢者保健福祉計画

重点施策	現状	課題
2 社会参加と地域貢献による生きがいづくり		
(2) ころ潤う、人とつながる高齢者の出会いの場を提供します。		
①	一緒に楽しめるパートナーを探している人、異性がいる場に出席することにより張り合いができて元気になりたい人等の出会いの場を設けます。気軽に継続的に参加しやすい仕組みを作ります。	地域包括支援センターの各圏域ごとに、一人暮らしの高齢者を対象とした「大人の社会科見学」、「パン作り大会」、「こまえ転入者のつどい」等を、出会いの場として試行的に実施しました。
試行実施の好調な結果を踏まえ、本格実施へとつなげます。 市内・市外における活動等、目的別に出会いの場講座を連続して開催し、参加者自らが企画にも携わり、互いに協力し合うことで、人とつながる関係を構築します。		
6 認知症バリアフリー社会を創る		
(1) 認知症サポーターを支援するチームオレンジを創設します。		
①	「チームオレンジ」を創設し、地域で暮らす認知症の方やその家族の困りごとと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みを構築します。	「チームオレンジ」の担い手養成を目的とした認知症サポーターステップアップ講座（1回）を開催し、活動希望者の登録を行いました。
認知症サポーターステップアップ講座を基礎編と応用編に再編し、活動希望者がスムーズに「チームオレンジ」の担い手となれるよう体制を整えます。		
7 介護保険制度の円滑な運営		
(2) 介護サービスの質の向上を図ります。		
①	一緒に楽しめるパートナーを探し	地域密着型サービスのうち、小規模多機能型居
引き続き次年度もサービス提供基盤の整備に向		

	ている人、異性がいる場に出席することにより張り合いができて元気になりたい人等の出会いの場を設けます。気軽に継続的に参加しやすい仕組みを作ります。	宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護サービスが未整備であるため、事業者公募を2回行いましたが、公募がありませんでした。	け、事業者の公募を2回行う予定です。
--	--	---	--------------------

3 障がい者計画

重点施策		現状	課題
1 地域で暮らし続けられる基盤づくり			
(1) 地域における生活の拠点の構築			
①	地域生活支援拠点の整備を行います。	整備に向けて進めていたが、物価高騰等の影響により施設の規模を縮小することとしたため、1年間スケジュールの後ろ倒しとなった。	令和5年度内に第1次計画で掲げた3つの重層化を図るための仕組みづくり、体制整備を行うという目標の達成を目指します。
2 総合的で切れ目のない生活支援システムづくり			
(1) 地域における相談支援の充実			
①	切れ目のない相談支援・相談窓口の充実	地域生活支援拠点の整備が1年間整備スケジュールを後ろ倒ししたことにより、併せて基幹相談支援センターについても設置時期の見直しを行った。	障がい小委員会の答申を基にこれまでの議論を整理し、具体的な検討に取り組む。
4 安心して安全に暮らせるまちづくり			
(1) 避難行動要支援者支援体制の充実			
①		ガイドラインの改定を踏まえた狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関する	令和5年度中のプランを改定を目指します。

		るプランの改定が遅れています。	
--	--	-----------------	--

4 成年後見計画

重点施策		現状	課題
1	目的・対象に応じた広報の充実		
	(1) 権利擁護支援の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等を充実させます。		
	③ 多様な媒体を活用した広報活動を行うとともに、地域で開催される多様な機会を活用して周知します。	SNSを活用した広報活動、まなび講座による周知ができていません。	必要に応じて、SNS等を活用した広報活動、市民に分かりやすいまなび講座の内容の検討を行う。
2	本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実		
	(1) 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みを整備します。		
	① 市の権利擁護支援担当課と地域の関係機関が連携して、権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性の検討を行う場及び仕組みを整備します。	協議会において、狛江市権利擁護支援・検討会議（以下「支援・検討会議」という。）の試行実施を行った。	関係機関への周知・調整を行い、支援・検討会議の本格実施に向けた取り組みを行う。
3	利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進		
	(1) 本人、親族等による申立て支援に関わる相談支援を強化します。		
	① 本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を検討します。	社会福祉協議会において法人全体の事業整理について検討を行った。	社協のあり方検討委員会による結果をもとに、本人や親族等による申立ての支援に係る体制整備を含めた社協全体の事業見直しを行います。
5	地域における権利擁護支援の体制整備		
	(1) 中核機関を整備し、中核機関としての機能分担を明確化します。		

	①	市の実情に応じ、中核機関が担うべき具体的機能を分散します。	社協（あんしん泊江）が担うべき役割について協議会での検討は見送った。	社協の事業整理の中で社協が担う中核機関の機能を整理する。
	(3)	権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築し、運営します。		
	①	センター構成5市及びセンターで広域における協議会の設置及び市域における協議会との連携の在り方について検討します。	センター構成5市で5市共通計画各年度ごとの取組の振返りシートを作成し、構成5市の取組内容を共有し、意見交換会を行っている。	